

青森県 深浦町
第4次障害者計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画

令和6年3月
青森県 深浦町

はじめに

本町では、平成30年3月に『ともに支え合い、自分らしく安心して暮らせる“わ”のまち「ふかうら」』を基本理念とする「第3次障害者計画」を策定し、障害福祉施策を進めてまいりました。

今年度は、計画策定から6年目となりますが、この間、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されたほか、近年の災害事情を踏まえた防災対策、医療的ケア児や強度行動障害者等への支援体制の整備、障害者差別解消法改正法に基づく障がい者への配慮など、障がい者やその家族を取り巻く環境やニーズも大きく変化しています。

こうした状況の中で、今後の本町における障害者施策の推進方向を示すため、これまでの法改正や各種施策の実施状況等を踏まえた新たな視点から計画内容の見直しを行い、このたび、新たに「障害者計画」の見直しを行いました。

新たな「第4次障害者計画」では、これまで取り組んできた計画の基本理念を継承しつつ、障がいのある人の様々なニーズに応えるため、6つの重点事項及び3つの基本目標とともに、保健、医療、福祉、教育、雇用などの各分野の関係者や事業者と横断的な連携を図りながら、地域の皆様と一体となって各施策を推進してまいります。

また、3年間を1期とする障害福祉計画、障害児福祉計画についても、国の基本方針に基づき、新たに「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を一体的に策定し、今後3年間の障害福祉サービス提供体制の確保とともに、成果目標に基づき、障がいのある人が自己選択・自己決定ができるよう、着実に取り組んでいきたいと考えていますので、引き続き、関係各位並びに住民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご協力いただきました深浦町障害者計画等策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査や意見募集など、様々な機会において貴重なご意見をお寄せいただきました多くの住民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和6年3月



深浦町長 吉田 満

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ・計画の対象	2
3	計画期間	3
第2章	障がいのある人を取り巻く現況	5
1	深浦町の概況	5
2	深浦町の障がいのある人を取り巻く状況	7
3	アンケート調査からみる障がいのある人の生活実態と支援ニーズ	13
第3章	計画の基本的な考え方	21
1	基本理念	21
2	施策に共通する重点事項	22
3	計画の視点・施策の方向性の整理	25
4	施策体系	27
第4章	第4次障害者計画	29
	基本目標1 ホッとする温かいまちへ	29
	基本目標2 ずっと安心して暮らせるまちへ	39
	基本目標3 もっと活動できるまちへ	46
第5章	第7期障害福祉計画	57
1	第7期障害福祉計画について	57
2	第7期計画における成果目標の設定	60
第6章	計画期間におけるサービスの見込量	67
1	訪問系サービスの見込量	67
2	日中活動系サービスの見込量	69
3	施設系サービスの見込量	75
4	居住支援系サービスの見込量	76
5	訓練系・就労系サービスの見込量	78
6	相談支援の見込量	85
7	地域生活支援事業サービスの見込量	87
第7章	第3期障害児計画	93
1	第3期障害児福祉計画について	93
2	第3期計画における障害児支援の提供体制について	94

第8章	計画期間における障害児支援の見込量	97
1	障害児通所支援の見込量	97
2	障害児相談支援の見込量	101
第9章	計画の推進	103
1	計画の推進体制	103
2	計画の進行管理（点検及び評価体制）	104
資料編		105
資料1	深浦町障害者計画等策定委員会設置要綱	105
資料2	深浦町障害者計画等策定委員会委員名簿	106
資料3	計画策定の経過	107
資料4	用語解説	108

※「障がい」、「障害」の表記について

本計画では、「障害」の表記について、法令、条例、規則や固有名称等を除き、「障がい」と一部ひらがな表記を行っています。

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

今日、障がいのある人や家族の意識は“より自分らしく生きたい”、“積極的な生き方をしたい”といった意識が高まるなど、確実に変わってきており、障がい福祉施策に対しても生活の質的な向上に強い関心が寄せられています。

同時に、障がいのある人をめぐる状況を総体的にとらえると、当事者の高齢化や障がいの重度化・重複化の傾向が進むとともに、その家族介護者の高齢化の進行が顕著となっており、“親亡き後”の生活への不安も依然として強くあらわれています。

平成25年4月1日に「障害者総合支援法」が施行されてから10年が経過し、この間に障がいのある人が自ら望む地域生活を営むために、日中活動の場や生活の場、就労等、様々な取り組みが着実に進展してきました。しかし、障がいへの理解や差別の解消、親亡き後の不安など、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていく行動を妨げる、様々な要因が存在しています。

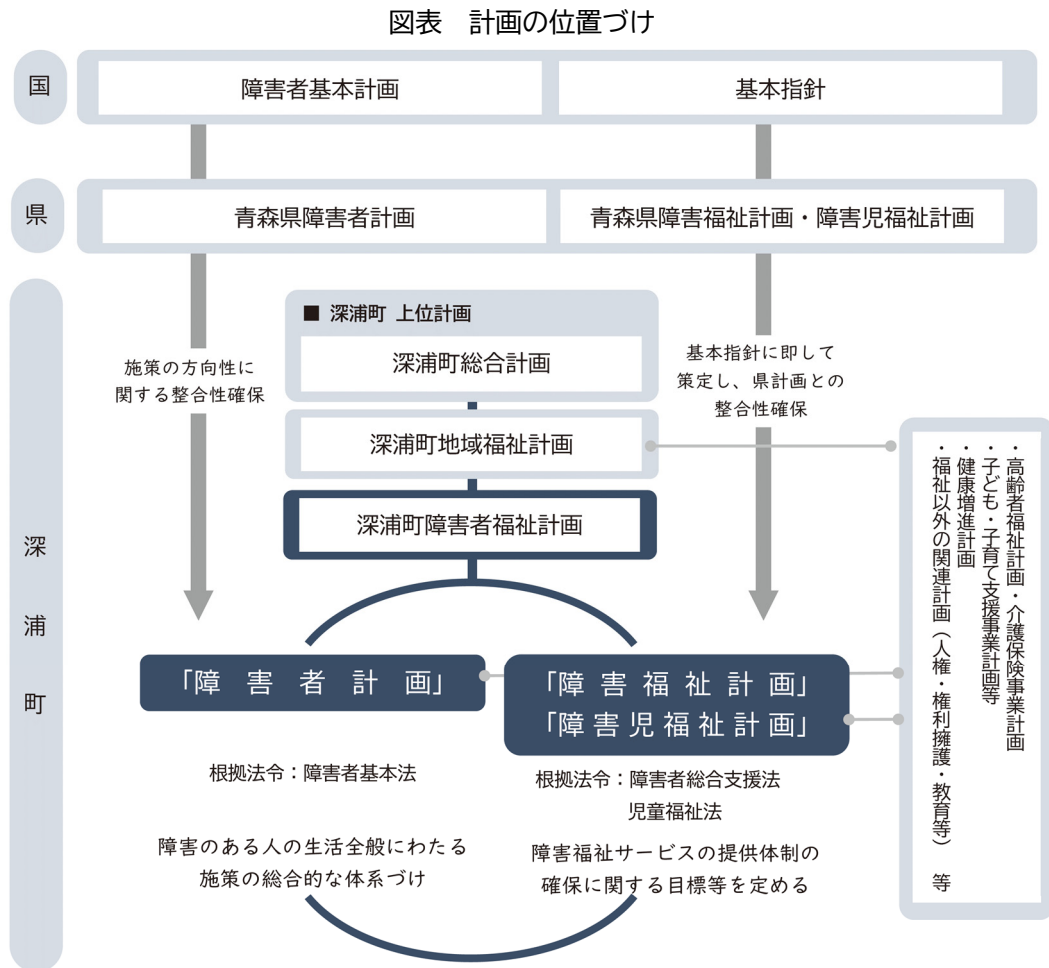
そのため、本町に暮らす障がいのある人が生涯を安心して暮らせる福祉のまちを実現する国の新たな第5次障害者基本計画をはじめ、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定においても「ともに生きる地域づくり」（＝地域共生社会）の視点が求められており、障がいのある人の生活の質を高め、生涯を安心して暮らせる福祉のまちを実現するために、様々な垣根（社会的障壁）を越えて社会全体で取り組む必要があります。

令和5年度に第3次障害者計画及び第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画が計画期間の終了を迎えるため、新たに「第4次深浦町障害者計画」「第7期深浦町障害福祉計画」「第3期深浦町障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供体制の確保や障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、業務の円滑な実施を目指します。

2 計画の位置づけ・計画の対象

(1) 計画の位置づけ

本計画の位置づけは次のとおりであり、「障害者計画」、「障害福祉計画」「障害児福祉計画」から構成されます。



○ 障害者基本計画（障害者基本法 第 11 条 第 3 項）

⇒ 主に障がい福祉施策の基本理念と施策の方向性を定め、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画となります。

○ 障害福祉計画（障害者総合支援法 第 88 条 第 1 項）

⇒ 主に数値目標と障がい福祉サービスなどの見込量を定め、障がい福祉サービス等の確保に関する計画となります。

○ 障害児福祉計画（児童福祉法 第 33 条の 20 第 1 項）

⇒ 障がい児福祉サービスなどの見込量を定め、障がい児福祉サービス等の確保に関する計画となります。

○ その他

⇒ 上位計画である「総合計画」、「地域福祉計画」（成年後見制度利用促進計画を含む）をはじめ、関連する老人福祉計画・介護保険事業計画、子ども子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画等、本町の保健福祉関連計画との整合に配慮します。

(2) 計画の対象者

本計画における「障がい者」の概念は、障害者基本法に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、発達障がい、高次脳機能障がいなど、障害者手帳の有無に関わらず、「障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。

また、共生社会の実現のため、すべての住民の理解と協力が必要となることから、本計画の直接の対象は「障がいのある人」自身ですが、全住民を対象とします。

(3) SDGs による「誰一人取り残さない」取組の推進

SDGs（持続可能な開発目標）では、持続可能な社会の実現に向けて、「誰一人取り残さない」ことを目指しており、障がいのある人も取り残されてはならない存在です。

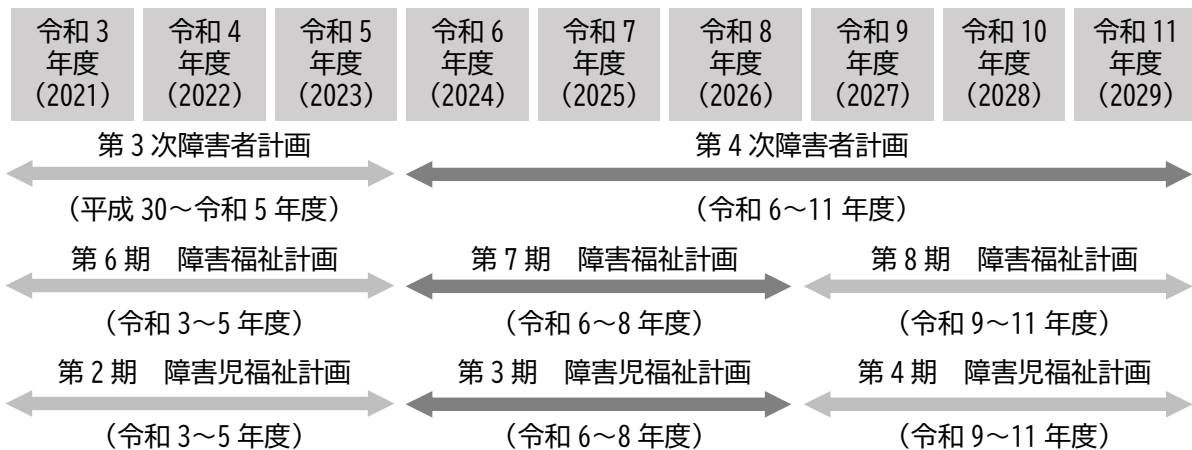
そのため、障がい福祉施策の推進にあたって、あらゆる人が排除されないことを意味する「インクルーシブ」の視点を持ち、誰もが自立して安全安心な社会を実現していくために各分野で取り組んでいくことが求められています。



3 計画期間

「第4次障害者計画」については令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期障害福祉計画」・「第3期障害児福祉計画」については令和6年度～令和8年度の3年間とします。

図表 計画期間



第2章 障がいのある人を取り巻く現況

第2章 障がいのある人を取り巻く現況

1 深浦町の概況

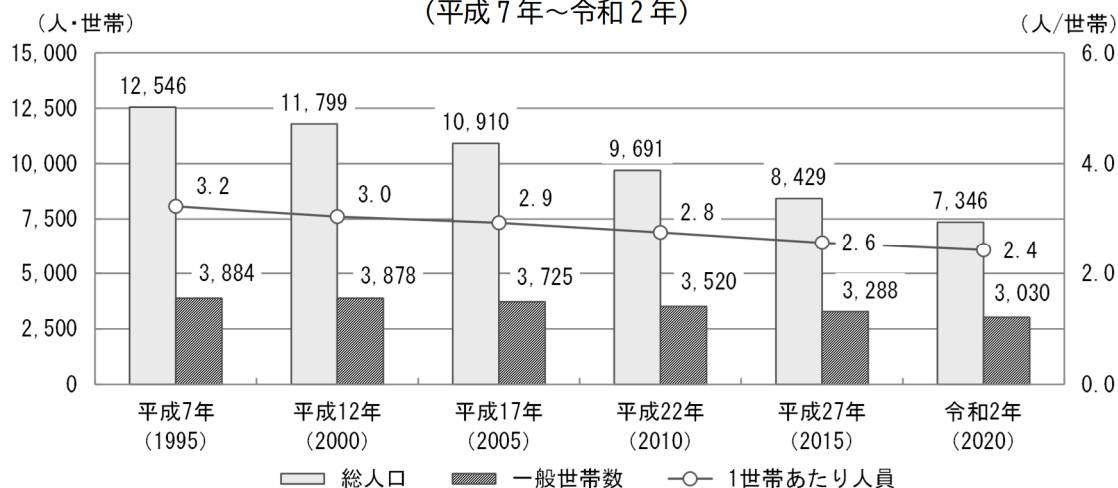
(1) 総人口・世帯数の推移

平成7年以降の国勢調査における本町の総人口の推移は減少傾向にあります。

令和2年では7,346人となっており、平成22年からの10年間で、2,345人(年平均約200人)減少しています。

一方、一般世帯数は令和2年で3,030世帯、1世帯当たりの人員は2.4人となっており、核家族化・小家族化が進行していることがうかがえます。

図表 総人口・一般世帯数・世帯人員の推移
(平成7年～令和2年)



(単位：人・世帯)

区分	平成7年(1995)	平成12年(2000)	平成17年(2005)	平成22年(2010)	平成27年(2015)	令和2年(2020)
総人口	12,546	11,799	10,910	9,691	8,429	7,346
15歳未満	1,863	1,427	1,207	901	667	481
15～64歳	7,722	6,984	5,986	5,021	3,986	3,139
65歳以上	2,961	3,388	3,717	3,769	3,776	3,726
一般世帯数	3,884	3,878	3,725	3,520	3,288	3,030
一世帯あたり人員	3.2	3.0	2.9	2.8	2.6	2.4

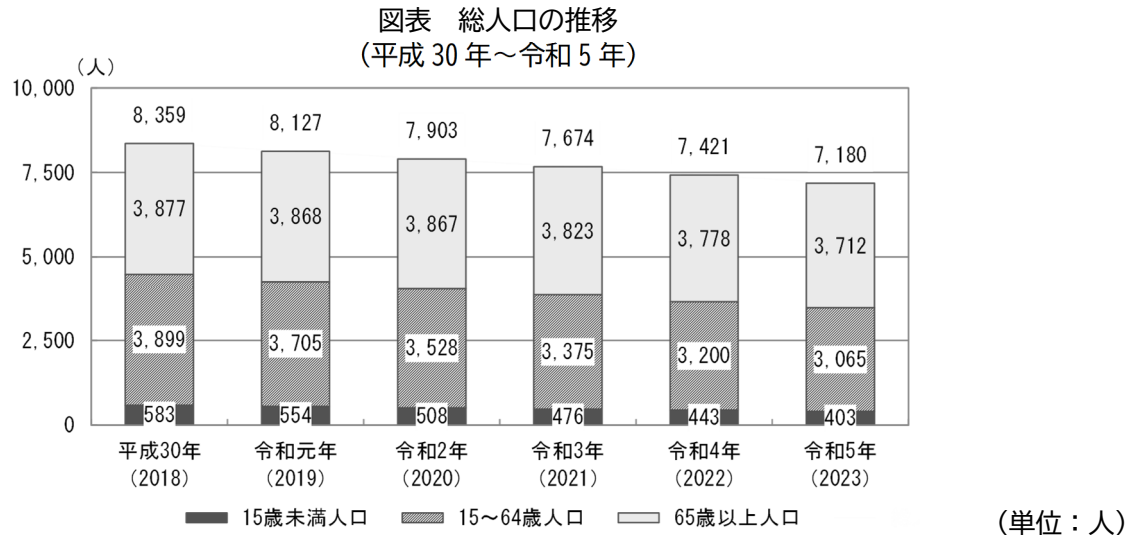
※ 総人口は、年齢別人口に年齢不詳人口を含めた合計となっています。

資料：国勢調査

(2) 住民基本台帳による人口構造（年齢3区分）

直近の人口推移の把握として、平成30年以降の住民基本台帳における年齢3区分の人口の推移をみると、すべての区分で減少がみられます。

平成30年から令和5年までの、各区分の減少率は、15歳未満が30.9%、15歳～64歳が21.4%、65歳以上が4.3%となっており、15歳未満の人口減少幅が最も大きくなっています。



区 分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
総人口	8,359	8,127	7,903	7,674	7,421	7,180
15歳未満	583	554	508	476	443	403
15～64歳	3,899	3,705	3,528	3,375	3,200	3,065
65歳以上	3,877	3,868	3,867	3,823	3,778	3,712

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(3) 産業構造

国勢調査による本町の産業構造は、商業・サービス業の第3次産業を中心とした産業構造となっており、令和2年で就業者数の6割近くを占めています。

就業者数は、平成7年の6,053人から令和2年には3,224人と半数近く減少しており、特に第2次産業の減少が著しく、就業者数は平成7年の約4分の1となっています。

図表 産業構造（就業人口）の推移
(平成7年～令和2年)

(単位：人)

区 分	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
就業者数	6,053	5,409	4,770	4,076	3,670	3,224
第1次産業	1,731	1,220	1,262	1,092	920	745
第2次産業	2,088	2,031	1,213	858	743	598
第3次産業	2,234	2,158	2,295	2,126	2,005	1,872
分類不能	0	0	0	0	2	9

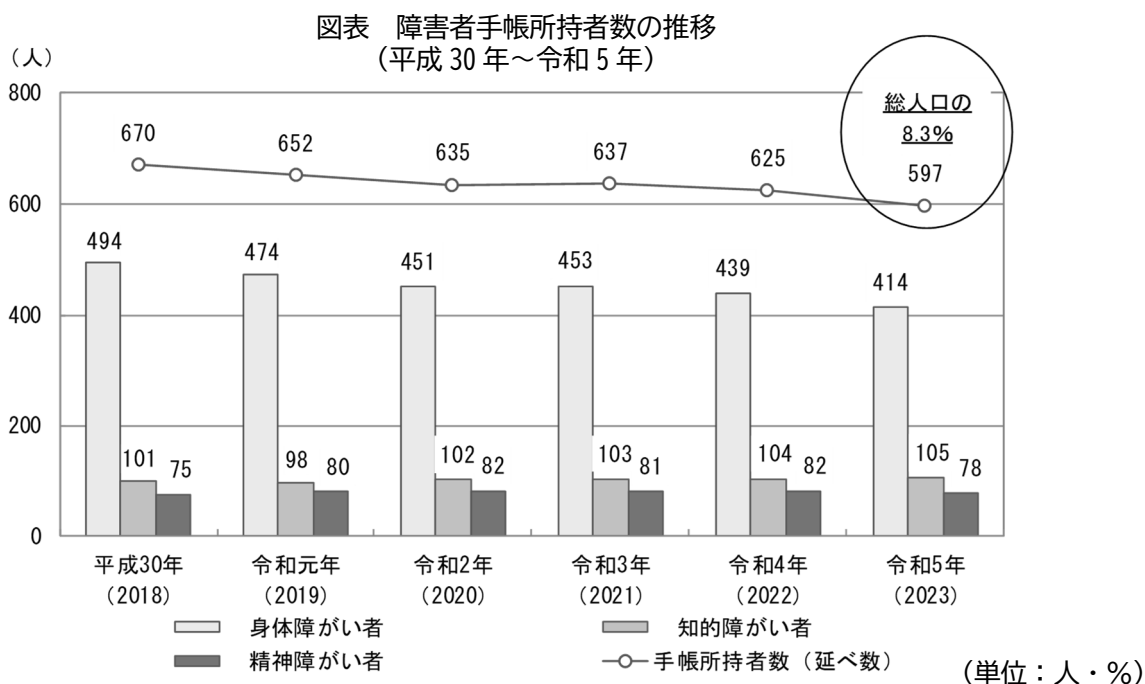
資料：国勢調査

2 深浦町の障がいのある方を取り巻く状況

(1) 障害者手帳所持者数

障がい別の手帳交付者数の推移をみると、身体障がい者は平成30年以降概ね減少傾向の一方で、知的障がい者は概ね増加傾向。また精神障がい者は令和元年から令和4年にかけて80人台で推移していましたが、令和5年には78人と減少しています。

令和5年の障害者手帳所持者数（延べ数）は597人と減少していますが、住民基本台帳の総人口（7,180人）に占める障害者手帳所持者の割合は8.3%となっています。



区 分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
障害者手帳所持者数	670	652	635	637	625	597
身体障害者手帳所持者	494	474	451	453	439	414
愛護手帳所持者	101	98	102	103	104	105
精神障害者保健福祉手帳所持者	75	80	82	81	82	78
総人口に占める割合	8.0	8.0	8.0	8.3	8.4	8.3

資料：福祉課（各年3月末現在）

(2) 身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者数の状況は、令和 2 年に一度増加しましたが、以降は減少を続け、令和 5 年 3 月末現在の手帳所持者数は 414 人、本町の障害者手帳所持者数の 69.6% を占めています。

また、令和 5 年の手帳の等級は「1 級」（136 人）、障がいの種類は「肢体不自由」（197 人）が最も多くなっています。

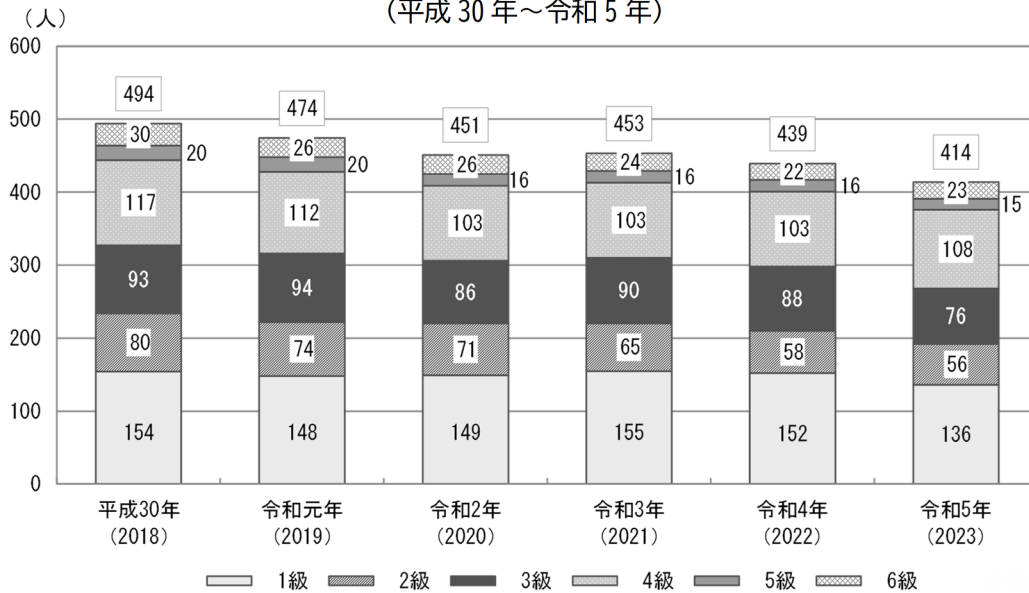
図表 身体障害者手帳所持者数の推移
(平成 30 年～令和 5 年)

(単位：人・%)

区 分	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)
身体障がい者 (児)	494	474	451	453	439	414
18 歳未満	1	1	3	3	2	2
18～64 歳	89	84	78	81	81	69
65 歳以上	404	389	370	369	356	343
手帳所持者全体に対する割合	73.7	72.7	71.0	71.1	70.2	69.6

資料：福祉課（各年 3 月末現在）

図表 障がいの種類の推移
(平成 30 年～令和 5 年)



(単位：人)

区 分	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)
身体障がい者 (児)	494	474	451	453	439	414
1 級	154	148	149	155	152	136
2 級	80	74	71	65	58	56
3 級	93	94	86	90	88	76
4 級	117	112	103	103	103	108
5 級	20	20	16	16	16	15
6 級	30	26	26	24	22	23

資料：福祉課（各年 3 月末現在）

図表 障がいの種類の推移
(平成30年～令和5年)

(単位：人)

区 分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
身体障がい者(児)	494	474	451	453	439	414
視覚障がい	29	27	24	23	24	27
聴覚・平衡機能障がい	51	43	42	40	37	39
聾・言語・そしゃく機能障がい	5	6	6	9	9	8
肢体不自由	258	245	231	227	211	197
内部障がい	151	153	148	154	158	143

資料：福祉課（各年3月末現在）

(3) 知的障がいのある人

本町における愛護手帳/療育手帳所持者数は、令和元年に減少していますが、以降は増加を続け、令和5年3月末日現在の手帳所持者数は105人、本町の障害手帳所持者数の17.6%を占めています。

また、令和5年の障がい程度別にみると、重度である「A」判定の方が45人、「B」判定の方が60人となっています。

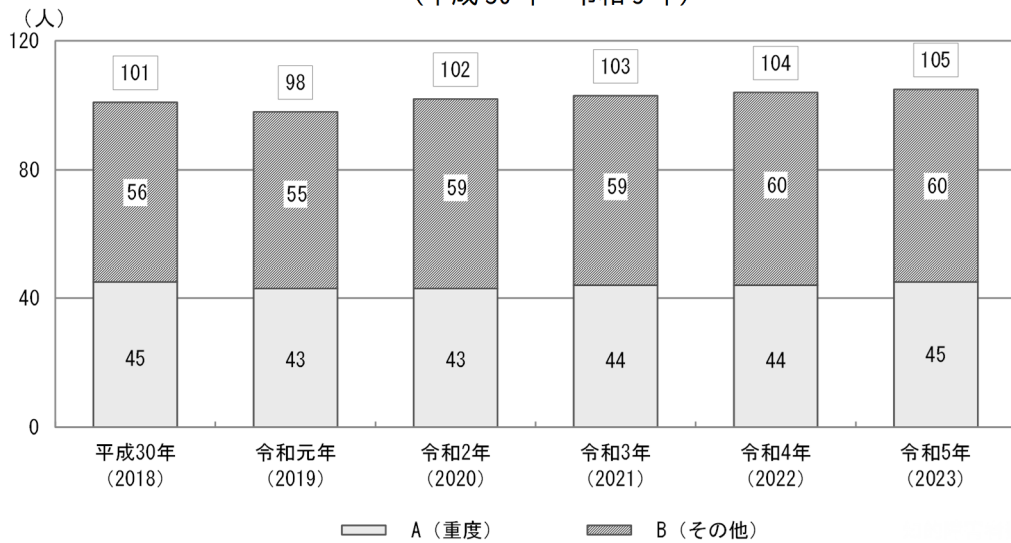
図表 愛護手帳/療育手帳所持者数の推移
(平成30年～令和5年)

(単位：人・%)

区 分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
知的障がい者(児)	101	98	102	103	104	105
18歳未満	8	5	7	3	4	5
18～64歳	73	75	75	80	80	76
65歳以上	20	18	20	20	20	24
手帳所持者全体に対する割合	15.1	15.0	16.1	16.2	16.6	17.6

資料：福祉課（各年3月末現在）

図表 判定別の推移
(平成30年～令和5年)



(単位：人)

区分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
知的障がい者 (児)	101	98	102	103	104	105
A (重度)	45	43	43	44	44	45
B (その他)	56	55	59	59	60	60

資料：福祉課 (各年3月末現在)

(4) 精神障がいのある人

本町における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年から令和4年にかけて80人台で推移していましたが、令和5年には減少に転じ、3月末現在の手帳所持者数は78人、本町の障害手帳所持者数の13.1%を占めています。

また、令和5年の手帳等級別にみると、「1級」は23人、「2級」は44人、「3級」は11人となっています。

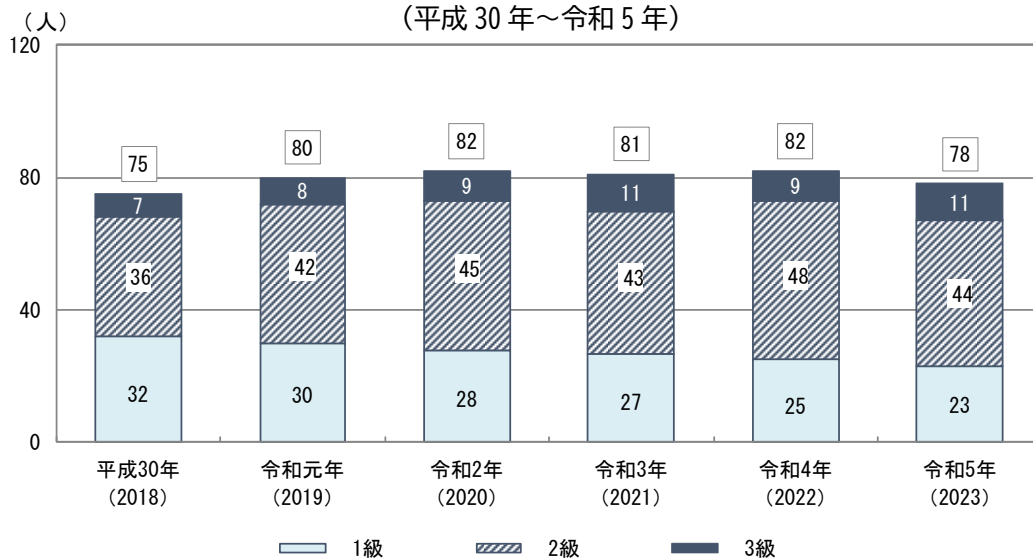
図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移
(平成30年～令和5年)

(単位：人・%)

区分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
精神障がい者 (児)	75	80	82	81	82	78
18歳未満	1	1	1	1	1	3
18～64歳	48	55	56	56	53	47
65歳以上	26	24	25	24	28	28
手帳所持者全体に対する割合	11.2	12.3	12.9	12.7	13.1	13.1

資料：福祉課 (各年3月末現在)

図表 手帳の等級の推移
(平成30年～令和5年)



(単位：人)

区分	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)
精神障がい者(児)	75	80	82	81	82	78
1級	32	30	28	27	25	23
2級	36	42	45	43	48	44
3級	7	8	9	11	9	11

資料：福祉課（各年3月末現在）

(5) 自立支援医療（精神通院医療）認定者の推移

自立支援医療（精神通院医療）認定者の推移をみると、令和元年から令和4年は120人台で推移していましたが、令和3年以降は減少傾向にあり、令和5年には115人となっています。

図表 自立支援医療（精神通院医療）認定者数の推移
(平成30年～令和5年)

(単位：人)

区分	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)
精神通院医療対象者	117	125	122	128	122	115

資料：福祉課（各年3月末現在）

(6) 難病等

令和4年の特定疾患医療受給者は71人、小児慢性特定疾患医療受給者は2人となっています。

また、特定疾患医療の疾患別推移をみると、令和4年は「神経・筋疾患」が最も多く、次いで「免疫系」、「骨・関節系」となっています。

図表 特定疾患医療受給者数・小児慢性特定疾患医療受給者数の推移
(平成30年～令和5年)

(単位：人)

区 分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
合 計	76	69	71	83	73
特定疾患医療受給者	73	67	68	81	71
小児慢性特定疾患医療受給者	3	2	3	2	2

資料：福祉課（各年3月末現在）

図表 疾患別特定医療費（指定難病）受給者数の推移
(平成30年～令和5年)

(単位：人)

区 分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
合 計	73	67	68	81	71
神経・筋疾患	25	19	19	23	19
代謝系	0	0	0	0	0
皮膚・結合組織	4	4	3	5	3
免疫系	11	11	12	13	13
皮膚・結合組織・免疫系	0	0	0	0	0
循環器系	3	3	2	3	3
血液系	1	1	2	3	1
腎・泌尿器系	1	1	1	1	1
骨・関節系	9	9	10	11	10
内分泌系	6	6	7	9	9
呼吸器系	3	4	3	3	3
視覚系	1	1	1	1	1
消化器系	9	8	8	8	6
耳鼻科系	0	0	0	0	0
染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	0	0	0	0	0
免疫系・耳鼻科系	0	0	0	1	2

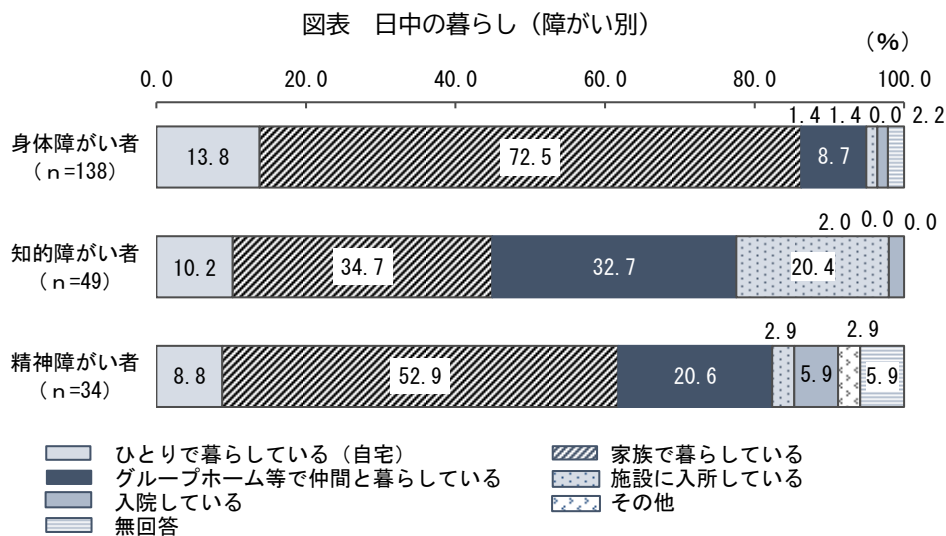
資料：福祉課（各年3月末現在）

3 アンケート調査からみる障がいのある人の生活実態と支援ニーズ

(1) 現在の暮らしについて

現在の暮らし方について、各障がいともに「家族で暮らしている」を最上位に挙げています。

また、知的障がいのある人は「グループホーム等で仲間と暮らしている」(32.7%)、「施設に入所している」(20.4%)と回答した割合が高くなっていることから、将来を含めた住まいの確保が重要とみられます。



【身体障がいのある人】

- 現在の暮らし方について「家族で暮らしている」が72.5%と最も高くなっています。また、「ひとりで暮らしている」割合は13.8%となっています。

【知的障がいのある人】

- 現在の暮らし方について「家族で暮らしている」が34.7%と最も高く、次いで「グループホーム等で仲間と暮らしている」が32.7%となっています。

【精神障がいのある人】

- 現在の暮らし方について「家族で暮らしている」が52.9%と最も高くなっています。また、「ひとりで暮らしている」割合は8.8%となっており、3障がいの中で最も割合が低くなっています。

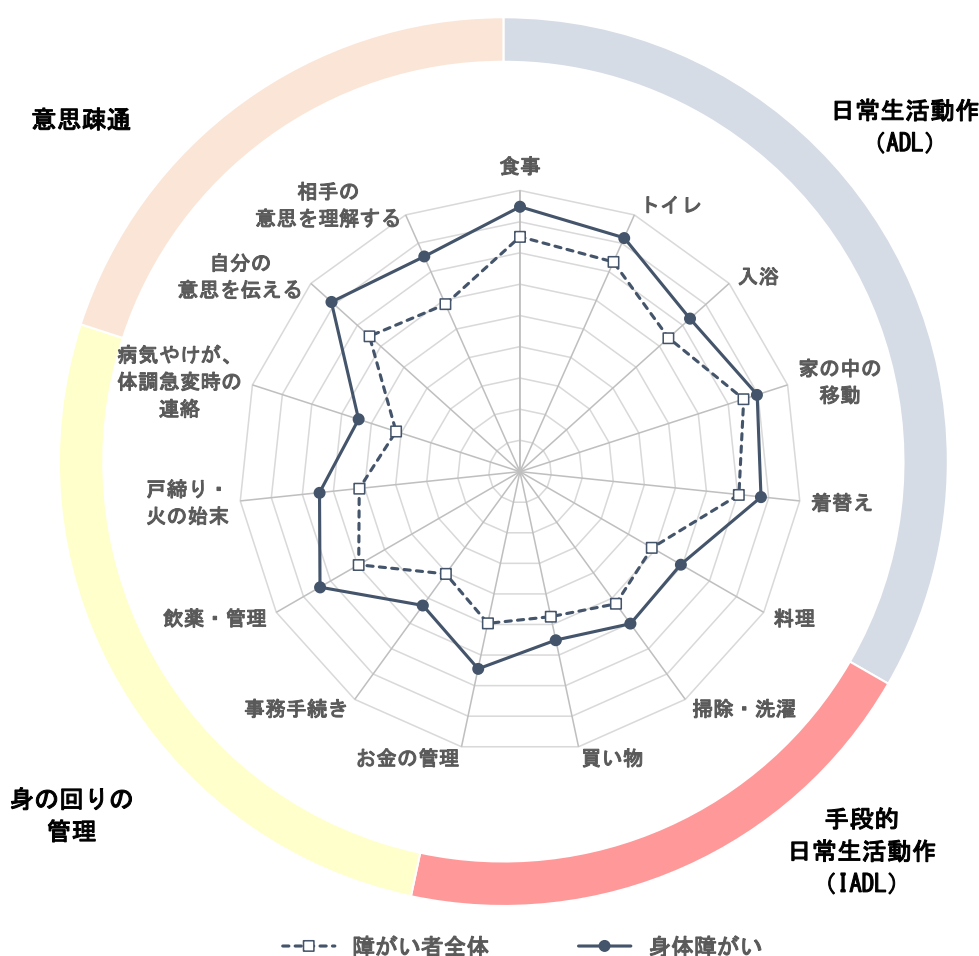
(2) 一人でできる日常動作の割合

日常動作（15項目）を、日常生活動作（ADL）、手段的日常動作（IADL）、身の回りの管理、意思疎通の4つに分類し、一人でできることをみると、障がいの種類に関わらず“手段的日常動作（IADL）”、“身の回りの管理”に支障のある項目が多くみられます。

手段的日常動作（IADL）の低下は、閉じこもりや生活の不活発につながるものが懸念され、今後は高齢化の進行とともに日常生活動作（ADL）の低下や生活に直接的な支障をきたしやすくなると考えられます。

また、各項目では、「事務手続き」、「病気やけが、体調急変時の連絡」の割合が特に低くなっており、福祉サービスの普及啓発や相談体制の整備等の支援が重要になるとみられます。

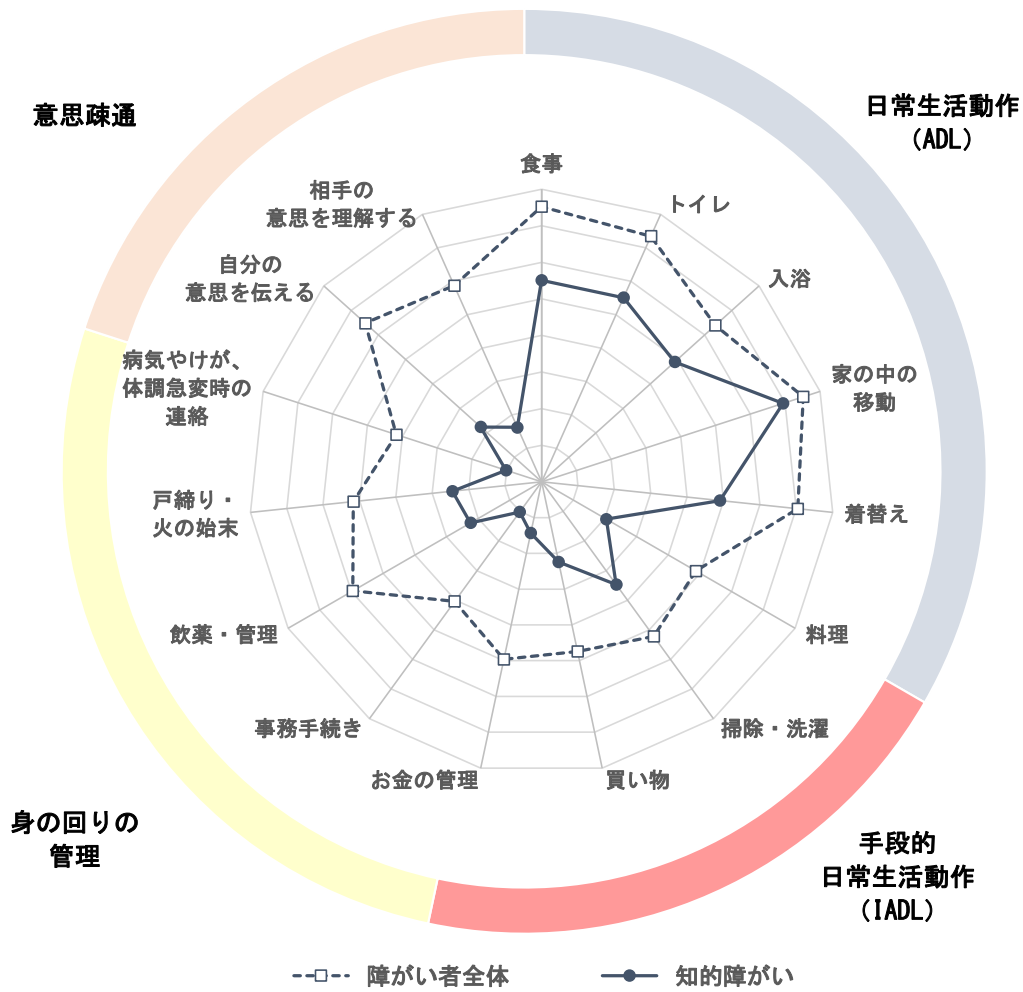
図表 一人でできる日常動作の割合（身体障がい：n=138）



【身体障がいのある人】

- 「事務手続き」が52.9%と最も低くなっており、次いで「病気やけが、体調急変時の連絡」(54.3%)、「買い物」(55.1%)が、身体障がいのある人にとって一人で行いづらい動作となっています。
- 身体障がいのある人の一人でできる日常動作の割合は、障がい者全体と概ね同様の構成比となっており、すべての項目で全体を上回っているため、他の障がいのある人よりも一人でできる項目は多いとみられます。

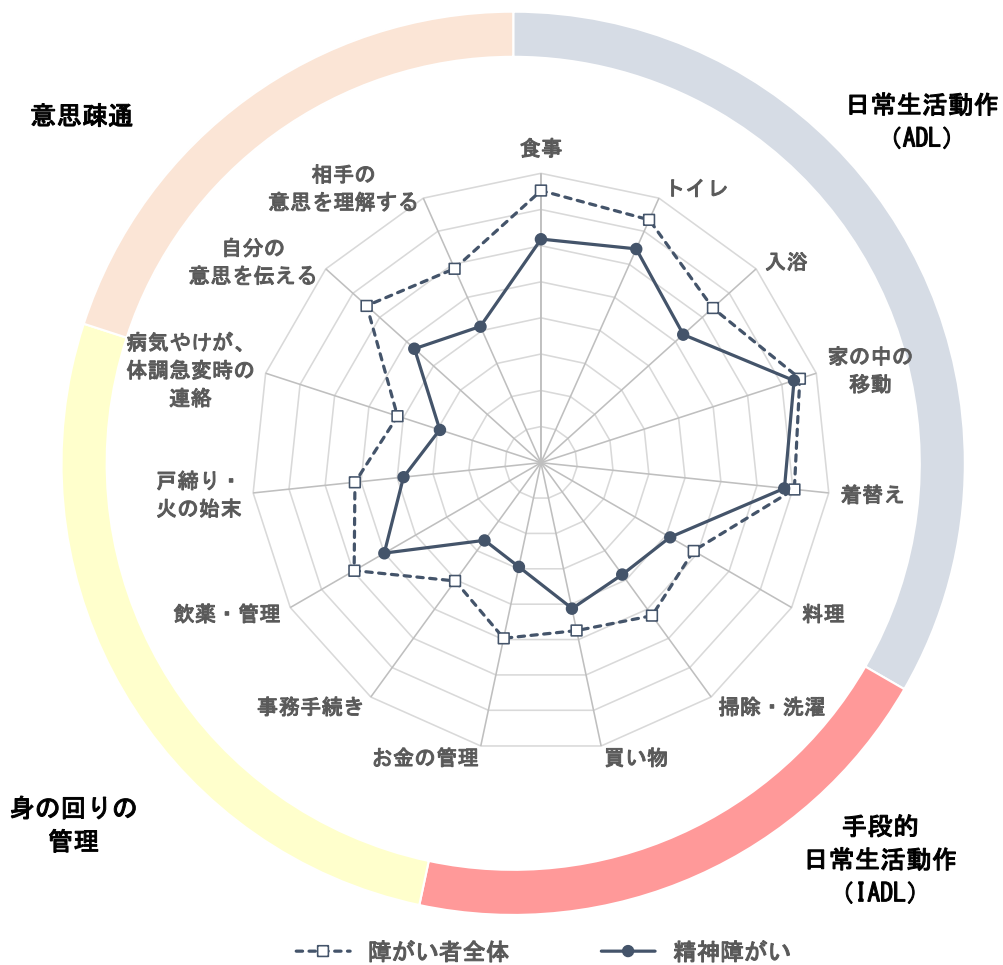
図表 一人でできる日常動作の割合（知的障がい：n=49）



【知的障がいのある人】

- 「事務手続き」、「病气やけが、体調急変時の連絡」が同率で 10.2%と最も低くなっており、次いで「お金の管理」（14.3%）、「相手の意思を理解する」（16.3%）が、知的障がいのある人にとって一人で行いづらい動作となっています。
- 多くの項目で、障がい者全体と比較し著しく低い割合となっており、特に“手段的日常生活動作（IADL）”、“身の回りの管理”、“意思疎通”の該当項目で割合が低く、コミュニケーションや自分の生活の管理等に支障をきたしていることが考えられます。

図表 一人でできる日常動作の割合（精神障がい：n=34）



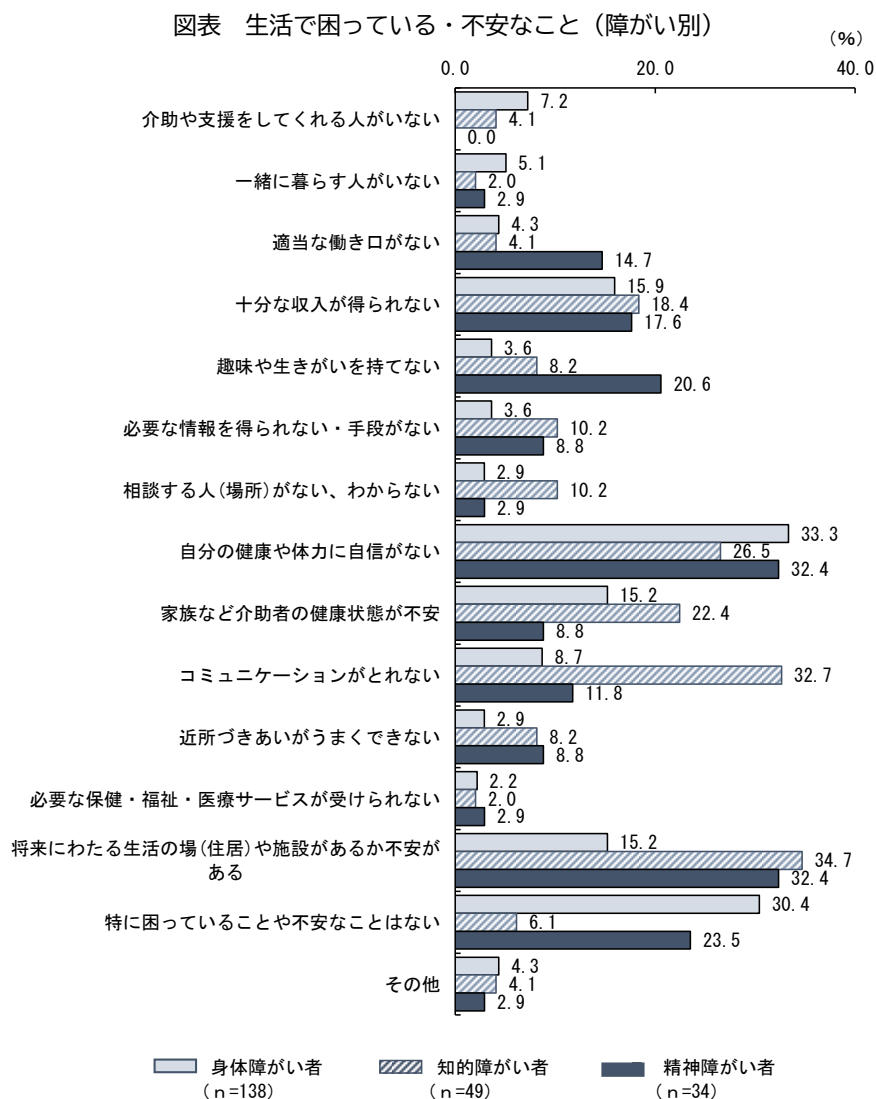
【精神障がいのある人】

- 「事務手続き」が 26.5%と最も低くなっており、次いで「お金の管理」「病気やけが、体調急変時の連絡」（同率 29.4%）が、精神障がいのある人にとって一人で行いづらい動作となっています。
- 障がい者全体と比較すると、障がい者全体と概ね同様の構成比となっていますが、“身の回りの管理”、“意思疎通”の割合が他の分類項目を比べて低い割合となっています。

(3) 生活で困っている・不安なこと

生活で困っている・不安なことでは、各障がいで「自分の健康や体力に自信がない」、
「将来にわたる生活の場(住居)や施設があるか不安がある」を上位に挙げています。

また、知的障がいのある人では「コミュニケーションがとれない」、精神障がいのある人では「趣味や生きがいを持ってない」ことを挙げています。



【身体障がいのある人】

○ 生活で困っている・不安なこととして「自分の健康や体力に自信がない」(33.3%)
が最も高く、次いで「十分な収入が得られない」(15.9%)を上位に挙げています。

【知的障がいのある人】

○ 生活で困っている・不安なこととして「将来にわたる生活の場(住居)や施設がある
か不安がある」(34.7%)が最も高く、次いで「コミュニケーションがとれない」
(32.7%)を上位に挙げています。

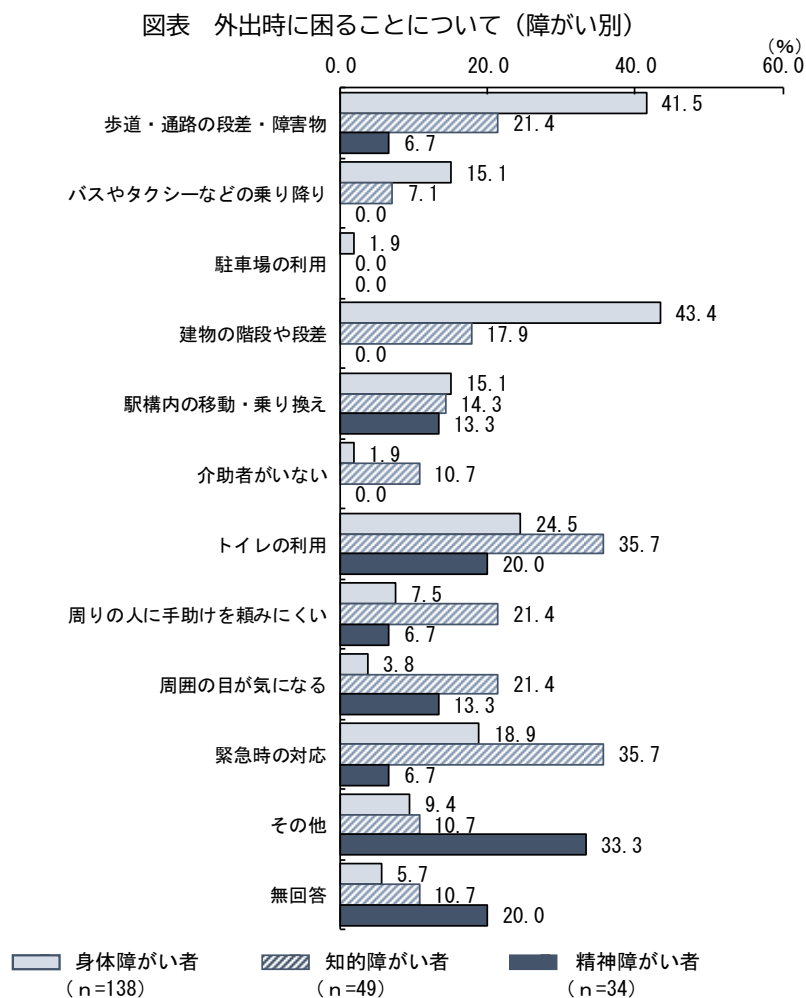
【精神障がいのある人】

○ 生活で困っている・不安なこととして「自分の健康や体力に自信がない」、「将来に
わたる生活の場(住居)や施設があるか不安がある」(同率で 32.4%)が最も高く、
次いで「趣味や生きがいを持ってない」(20.6%)を上位に挙げています。

(4) 外出時に困ることについて

外出時に困ることについては、各障がいとも「トイレの利用」を上位に挙げています。

そのほか、身体障がいのある人では「建物の階段や段差」や「歩道・通路の段差・障害物」、知的障がいのある人では「緊急時の対応」や「歩道・通路の段差・障害物・周りの人に手助けを頼みにくい」こと、精神障がいのある人では「駅構内の移動・乗り換え」、「周囲の目が気になる」ことを挙げており、それぞれの障がいの特性に寄り添った取り組みが求められます。



【身体障がいのある人】

- 外出時に困ることについて「建物の階段や段差」（43.4%）、が最も高く、次いで「歩道・通路の段差・障害物」（41.5%）、「トイレの利用」（24.5%）を上位に挙げています。

【知的障がいのある人】

- 外出時に困ることについて「トイレの利用」、「緊急時の対応」（同率で 35.7%）が最も高く、次いで「歩道・通路の段差・障害物・周りの人に手助けを頼みにくい」を上位に挙げています。

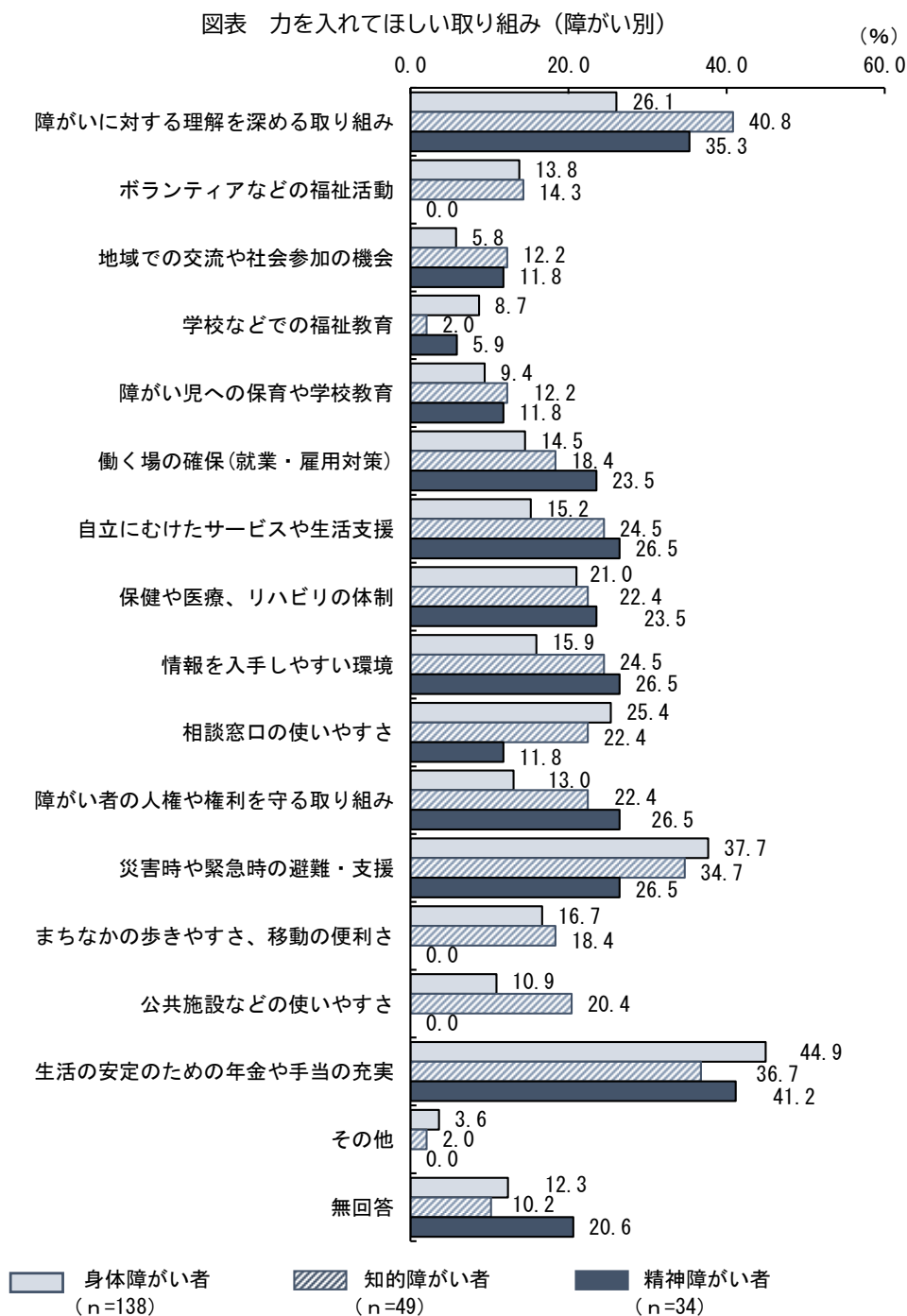
【精神障がいのある人】

- 外出時に困ることについて「トイレの利用」（20.0%）が最も高く、次いで「駅構内の移動・乗り換え」、「周囲の目が気になる」（同率で 13.3%）を上位に挙げています。

(5) 力を入れてほしい取り組み

力を入れてほしい取り組みでは、各障がいとも「生活の安定のための年金や手当の充実」を上位に挙げているほか、知的障がいのある人・精神障がいのある人では「障がいに対する理解を深める取り組み」を上位に挙げており、経済的な暮らしの安定とともに、障がいへの理解のある地域共生社会が望まれています。

また、身体障がいのある人では「災害時や緊急時の避難・支援」を上位に挙げており、いざというときも安全安心な地域づくりも重要となります。



【身体障がいのある人】

- 力を入れてほしい取り組みについては、「生活の安定のための年金や手当の充実」（44.9％）が最も高く、次いで「災害時や緊急時の避難・支援」（37.7％）を上位に挙げています。

【知的障がいのある人】

- 力を入れてほしい取り組みについては、「障がいに対する理解を深める取り組み」（40.8％）が最も高く、次いで「生活の安定のための年金や手当の充実」（36.7％）を上位に挙げています。

【精神障がいのある人】

- 力を入れてほしい取り組みについては、「生活の安定のための年金や手当の充実」（41.2％）が最も高く、次いで「障がいに対する理解を深める取り組み」（35.3％）を上位に挙げています。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

(基本理念)

ともに支え合い、自分らしく安心して暮らせる “わ”のまち「ふかうら」

障がいのある人がこれからも地域で暮らしていくためには、「自立（自分の意思で生活すること）」と「社会参加」を目指し、様々な生活課題を見直しながら、障がいの程度や状態に関わらず、その人らしさを発揮し、ともに支え合いの意識を持って暮らす温もりあふれる共生社会の形成が求められます。

そのため、これからも住民の誰もが障がいについて理解し、お互いを認め合い、障がい者自身が「自分らしく」生活を送ることができるよう、町独自の貴重な財産（地域のつながり）を基盤にして障がい者自身、家族、住民、関係機関、行政が積極的に障がい者施策に関わっていくことが引き続き求められます。

そこで、住民と行政がともにまちづくりを推進していくための基本理念（前提とする考え方）を『ともに支え合い、自分らしく安心して暮らせる“わ”のまち「ふかうら」』とし、障がいについて理解や配慮を促進するとともに、本町に暮らす住民、行政、関係団体、サービス提供事業所等とともに、障がい者の高齢化、親亡き後を見据え、ライフステージを通じた支援のもとで、共生社会の形成に向けた障がい福祉施策に取り組みます。

また、基本理念を実現し暮らしやすいと思える地域づくりを進めるために、第3次計画に引き続き、次の3つの視点から障がい福祉施策を推進します。

視点1：「ホッとする温かいまち」

障がいの有無に関わらず、すべての人がお互いの人権を尊重し、地域で支え合う温もりのあるまち

視点2：「ずっと安心して暮らせるまち」

自身の健康状態や障がいの重度化を抑え、いざというときも安心して暮らせるまち

視点3：「もっと活動できるまち」

すべての障がい者が、自分の個性を発揮して地域で活躍し、きめ細かな支援を受けながら自立した生活を送れるまち

2 施策に共通する重点事項

障がい者の暮らしを取り巻く現状や生活意識、さらには障がい福祉施策における制度の変化を踏まえ、本計画策定にあたっての重点事項を整理します。

(1) 障がい特性等を理解した支援

障がい福祉施策の実施にあたっては、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態に応じ、きめ細かく対応します。

また、様々な障がいの特性等について、より一層の理解が進むよう周知・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

(2) 障がいに対する合理的配慮、差別の解消

障がい者が自らの意思で生き方を選択・決定することができ、安心して地域生活を送るために、教育や就労、日中活動、スポーツ、文化活動等、様々な場面で権利が阻害されることのないよう配慮ある対応を推進します。

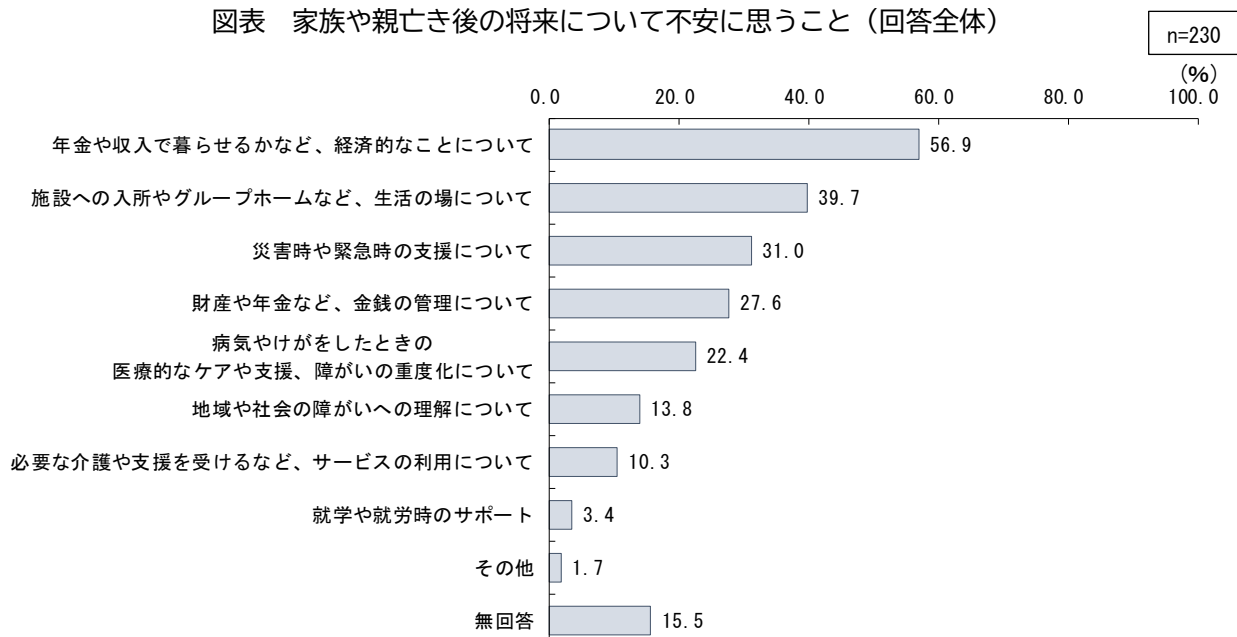
また、障がいを理由とする差別が生じることなく、権利が守られるよう取り組みます。

(3) 高齢化や重度化、親亡き後を見据えた支援

障がい者の高齢化や重度化が進む中、地域の中で安心して住み続けていくために、親が亡くなった後や家族による支援が難しくなった場合を見据えた支援に努めます。

アンケート調査では家族や親亡き後の将来について不安に思うこととして、「年金や収入で暮らせるかなど、経済的なこと」(56.9%)、「病施設への入所やグループホームなど、生活の場について」(39.7%)、「災害時や緊急時の支援」(31.0%)、が上位に挙がっており、施策を横断した総合的な支援が求められています。

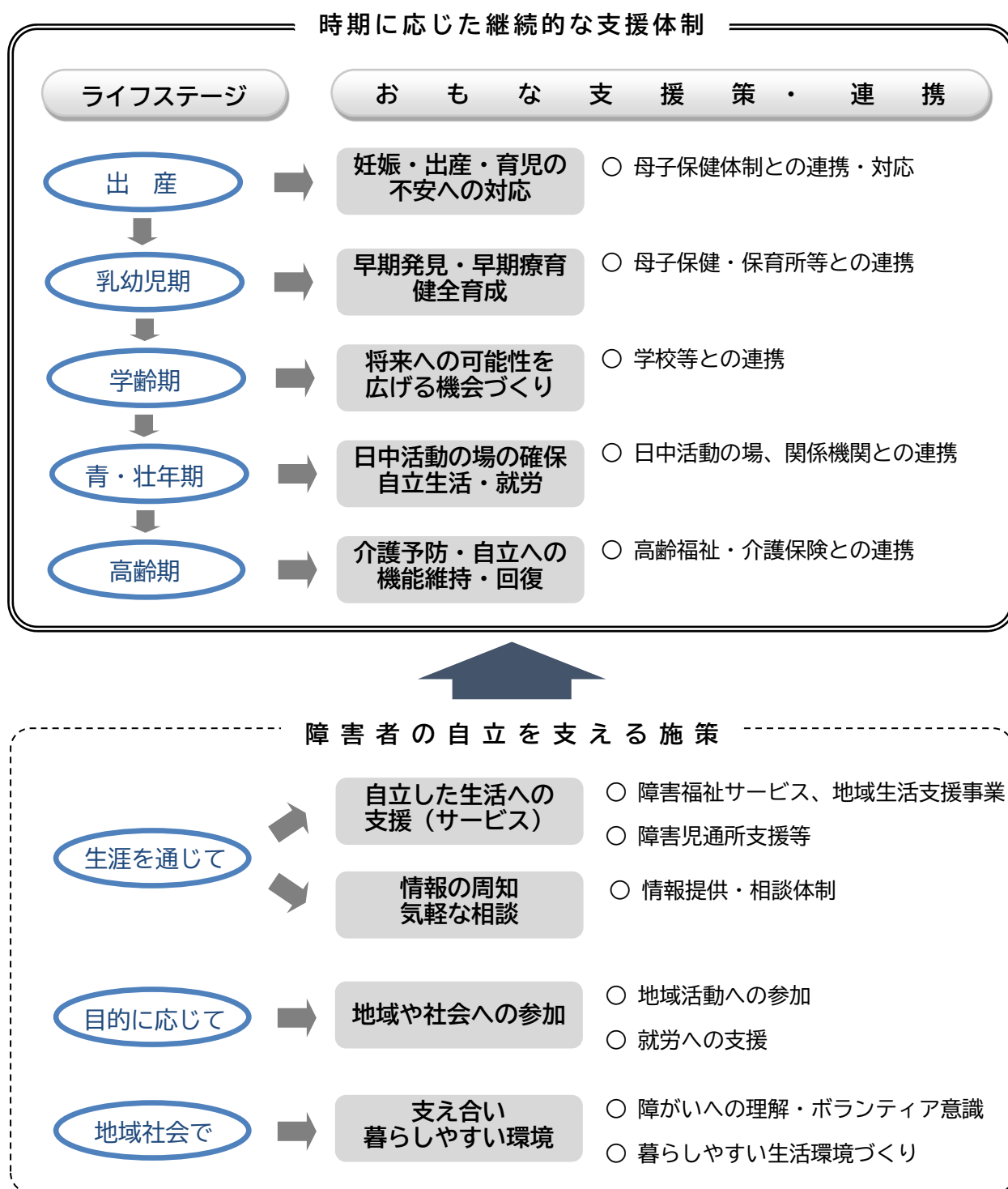
図表 家族や親亡き後の将来について不安に思うこと (回答全体)



(4) ライフステージを通じた総合的な支援

障がい者が各ライフステージを通じて適切な支援が受けられるよう、保健・医療、教育、福祉、雇用等の各分野の有機的な連携のもとで施策を総合的に展開し切れ目のない支援を行います。支援に当たっては、その人らしい暮らしの実現の観点に立つて行うよう留意します。

図表 ライフステージを通じた総合的な支援



(5) 障害児支援の提供体制の充実

児童福祉法の一部改正により、市町村において障害児通所支援や障害児相談支援の量の見込みや提供体制の確保にかかる目標に関する事項などを示した障害児福祉計画を障害福祉計画と一体的に策定することとなったことを受け、つがる西北五圏域、関係機関等が連携して、障がい児への発達支援をはじめとした切れ目のない支援体制の構築を目指します。

また、医療的ケアが必要な子ども（医療的ケア児）へのサービス提供体制の充実に取り組みます。

(6) 共生社会の形成に向けた支え合いの地域づくり

今日、障がいを抱える方々とその家族の意識が変化しており、より自分らしく生きたいという願いや積極的な生き方をしたいという思いが高まっており、障がい福祉施策に対しても生活の質的な向上に対する強い関心が寄せられています。

そこで、障がいの有無に関わらず、誰もが地域社会の一員として人格と個性を尊重し、地域でともに育ち、学び、働き、地域とつながり、お互いに助け合うことによって、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

3 計画の視点・施策の方向性の整理

基本理念である『ともに支え合い、自分らしく安心して暮らせる“わ”のまち「ふかうら」』の実現に向けて、前項に掲げる3つの視点から障がい福祉施策の方向性を整理します。

視点1：「ホッとする温かいまち」づくりに向けて

[施策の方向性（基本目標・施策）]

- 障がいの有無に関わらず、すべての人がお互いの人権を尊重し、地域で支え合う「ホッとする温かいまち」づくりに向けては、地域の障がいへの理解を深め、差別意識や偏見のない地域社会の形成が求められます。
- 地域で暮らすうえでの様々な障壁を解消し、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、相談体制の整備、わかりやすい情報の提供とともに、身近な地域での支え合い活動を進めていく必要があります。

基本目標1：ホッとする温かいまちへ

- 1-1：障がいへの理解と人権尊重の推進
- 1-2：情報提供、相談支援の充実
- 1-3：地域活動、ボランティアの充実

視点2：「ずっと安心して暮らせるまち」づくりに向けて

[施策の方向性（基本目標・施策）]

- 自身の健康状態や障がいの重度化を抑え、「ずっと安心して暮らせるまち」づくりに向けては、ふだんから暮らしの安全・安心の確保とともに、自身の健康状態を定期的に把握し、必要な治療・リハビリテーションを受けられる支援環境が求められます。
- 障がい者が「親亡き後」を含め、これから地域移行を望む人が安心して地域で暮らすために、障がいの状態やおかれている状況に対応できる体制が必要となります。

基本目標2：ずっと安心して暮らせるまちへ

- 2-1：保健、医療の充実
- 2-2：安全、安心して暮らせる地域づくり

視点3：「もっと活動できるまち」づくりに向けて

[施策の方向性（基本目標・施策）]

- すべての障がい者が自分の個性を発揮して地域で活躍し、きめ細かな支援を受けながら自立した生活を送れる「もっと活動できるまち」づくりに向けては、保育、教育、就労をはじめとする社会活動へ参加し、地域での共生とともに一人ひとりの能力と意思が生かされる環境が求められます。
- 子どもたち一人ひとりの成長や教育ニーズに応じたきめ細かな指導を行うことのできる保育・教育環境の充実を図る必要があります。
- 社会活動への参加、とりわけ「働くこと」については、働きたいと思っている人が仕事に就くことができるよう多様な支援が必要です。
- 障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業については、サービス提供事業所とともに提供体制を整備し、安定したサービスの確保が求められます。

基本目標3：もっと活動できるまちへ

- 3-1：子どもの成長支援、保育と教育の充実
- 3-2：自分に適した働き方、社会参加への支援
- 3-3：障害福祉サービス、生活支援等の整備

4 施策体系

基本理念

ともに支え合い、自分らしく安心して暮らせる
“わ”のまち「ふかうら」

施策体系

基本目標1：ホッとする温かいまちへ

1-1：障がいへの理解と人権尊重の推進

1-2：情報提供・相談支援の充実

1-3：地域活動、ボランティアの充実

基本目標2：ずっと安心して暮らせるまちへ

2-1：保健、医療の充実

2-2：安全、安心して暮らせる地域づくり

基本目標3：もっと活動できるまちへ

3-1：子どもの成長支援、保育と教育の充実

3-2：自分に適した働き方、社会参加への支援

3-3：障害福祉サービス・生活支援等の整備

第4章 第4次障害者計画

第4章 第4次障害者計画

基本目標1 ホツとする温かいまちへ

施策1-1 障がいへの理解と人権尊重の推進

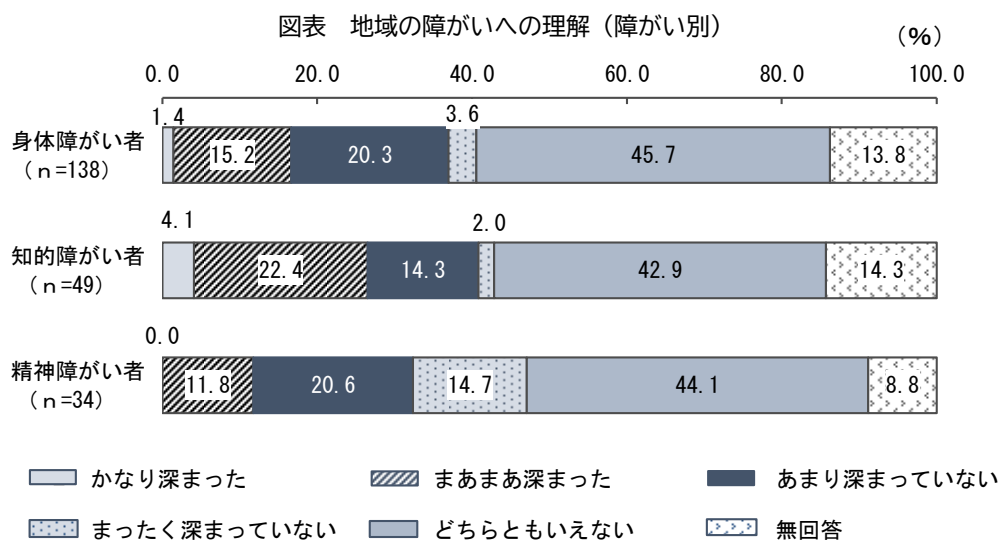
1 施策を取り巻く環境

- 障がい者が地域で安心して生活していくためには、福祉サービスの充実だけでなく、住民一人ひとりが障がいや疾病に対する正しい理解と認識を深める必要があり、徐々に浸透しつつあるものの、引き続き様々な場面で啓発が求められます。
- 平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」が令和3年5月に改正され、令和6年4月1日から施行されます。これにより、個々の障がいにあわせた合理的配慮の提供が行政や事業所に義務付けられました。これに伴い町では、社会全体で障がいのある人への差別解消と合理的配慮の提供の取り組みが実施されるよう継続的に推進しています。

[アンケート調査による意識]

障がいへの理解について

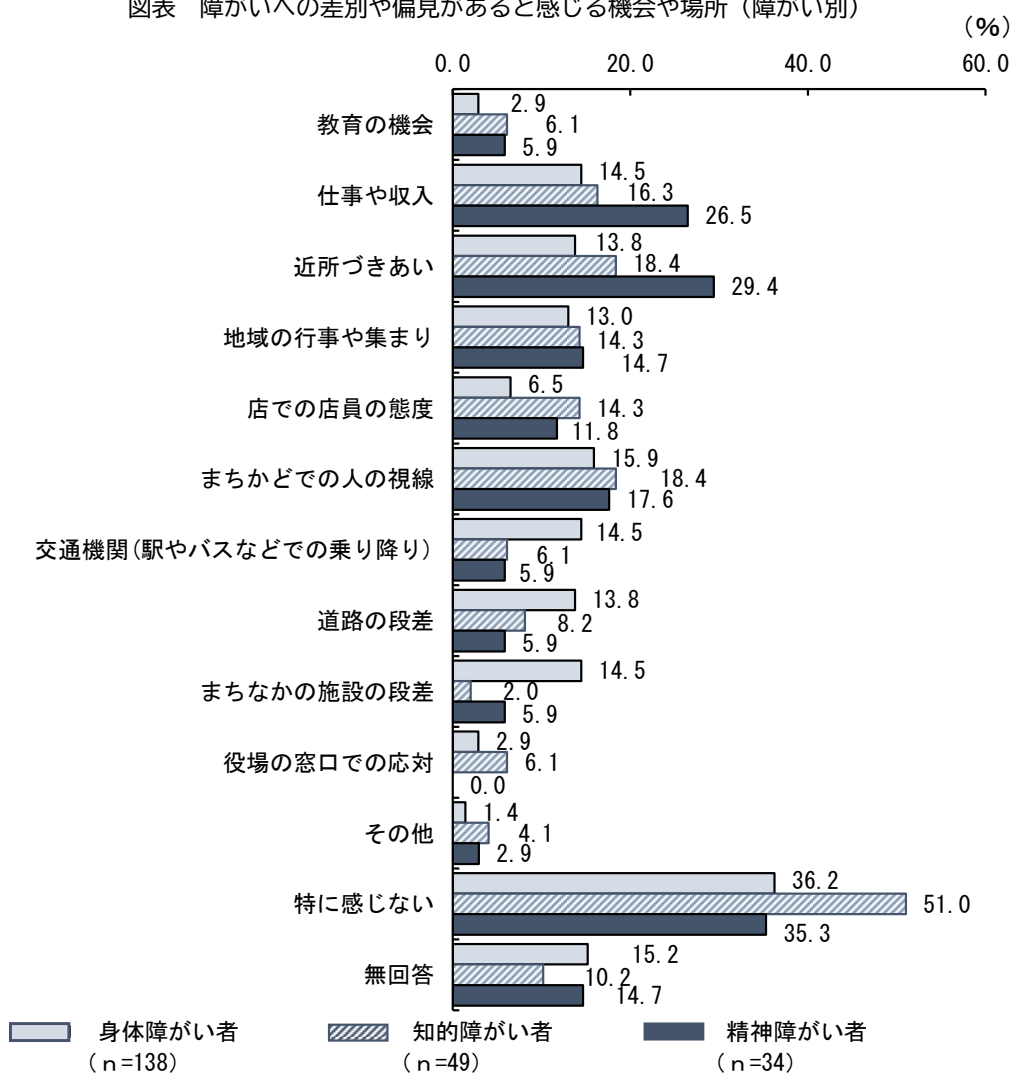
- 障がいへの理解について、「かなり深まった」「まあまあ深まった」と回答した割合は、身体・知的障がい者では2～3割、精神障がい者では1割となっています。また、特に精神障がいのある人は、他の障がいのある人よりも理解が「あまり深まっていない」、「まったく深まっていない」と回答した割合が高くなっており、引き続き理解促進への取り組みが求められます。



障がいへの差別や偏見があると感じる機会や場所について

- 障がいへの差別や偏見があると感じる機会や場所について、各障がいとも「まちかどでの人の視線」、「仕事や収入」を上位に挙げています。また、知的・精神障がいのある人では「近所づきあい」に差別を受けていると感じる割合が特に高くなっています。

図表 障がいへの差別や偏見があると感じる機会や場所（障がい別）



2 施策による取り組み

[実施方針]

- 地域で暮らす人とこれから地域での暮らしを望む人が支え合いと障がいや障がい者への理解を持って接する関係を築いていく取り組みを推進します。
- 障害者差別解消法の趣旨に基づき、障がいについての正しい知識や理解を深めるための機会づくりに継続して取り組むとともに、社会全体で障がい者への差別解消や権利擁護の制度の周知を図り、障がいへの理解と配慮のある地域づくりを進めます。

1-1-1：啓発活動の推進

すべての住民の人権と障がいに対する理解と認識を深めるため、各種行事などへの参加者の拡大に努めるとともに、定期的な広報活動を進めます。

特に、内部障がいや知的障がい、発達障がい、精神障がい、難病など、目に見えない障がいに関する啓発活動を重点的に行います。

(障がい福祉にかかる主な行事)

- 「障害者の日」(12月9日)
- 「障害者週間」(12月3～9日)
- 「人権週間」(12月4～10日)
- 「障害者雇用促進月間」(9月)
- 「精神保健福祉普及運動」(10月又は11月の1週間)
- 「青森県障害者スポーツ大会」(8月)
- 「西北つがる地区身体障害者スポーツ大会」(7月～8月)
- 「西北つがる地区身体障害者社会参加促進大会」(11月)

1-1-2：権利擁護制度普及の推進

判断能力が不十分な障がい者の権利と財産を守るために、障がい者本人、家族、住民、関係機関に対する広報や相談支援事業をとおして、自己選択・自己決定を保障する成年後見制度や日常生活自立支援事業の認知度の一層の向上と利用促進を図ります。

特に後見人の受任者不足が課題であることから、市民後見人の養成や法人後見の新規事業所の発掘、任意後見の普及等、誰でも利用しやすい制度にするため要綱等の整備に努めます。

① 成年後見制度

平成31年4月より鱒ヶ沢町との2町2社協共同により成年後見制度の普及・啓発、後見人支援、地域連携ネットワークの構築等の機能を担う中核機関を権利擁護センターあじがさわに委託し事業実施しています。引き続き判断能力が十分でない方(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など)が日常生活における不利益を受けないよう、本人の権利を守り支援します。

② 日常生活自立支援事業(あっぷるハート)

判断能力が十分でない方(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など)を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理等を行います。

1-1-3：障がい者虐待防止対策の推進

障がい者虐待の撲滅に向けて、障害者虐待防止法の趣旨及び内容について関係機関、サービス事業者、住民への周知を図ります。

また、五所川原児童相談所との連携強化とともに、つがる西北五圏域で整備を検討している地域生活支援拠点への委託等も含め、幅広く障害者虐待防止法に規定する障がい者虐待防止センター機能(障がい者の虐待防止を推進する拠点機能)の設置を検討しま

す。

1-1-4：差別禁止に向けた啓発活動の推進

障がいを理由とする直接的・間接的差別の禁止に向けて、障がいに対する偏見や社会的排除・制約の事例紹介、差別禁止のための活動など、障がいに基づく差別に対する認識を深めるための啓発活動とともに、障がい者が感じることの多い道路や交通機関の不便さの改善、差別を受けた場合などの相談体制の充実を図ります。

また、改正障害者差別解消法の施行（令和 6 年 4 月 1 日）に向けて、民間事業者が個々の場面ごとに柔軟に対応できるよう、主な障がい特性や合理的配慮について、より一層の周知啓発を行います。

1-1-5：町職員及び関係機関等における合理的配慮の推進

「職員対応要領」に基づき、各課と連携をとりながら、すべての職員が障がいに対する理解をより一層深めるため、職員の意識向上を図り、組織全体の支援体制構築に取り組みます。

また、サービス提供事業所や学校、医療機関をはじめ、警察や消防といった緊急時に対応しなければならない機関の職員などについても、適切な配慮が行われるよう、合理的配慮の必要性について理解の促進に引き続き努めます。

施策1-2 情報提供・相談支援の充実

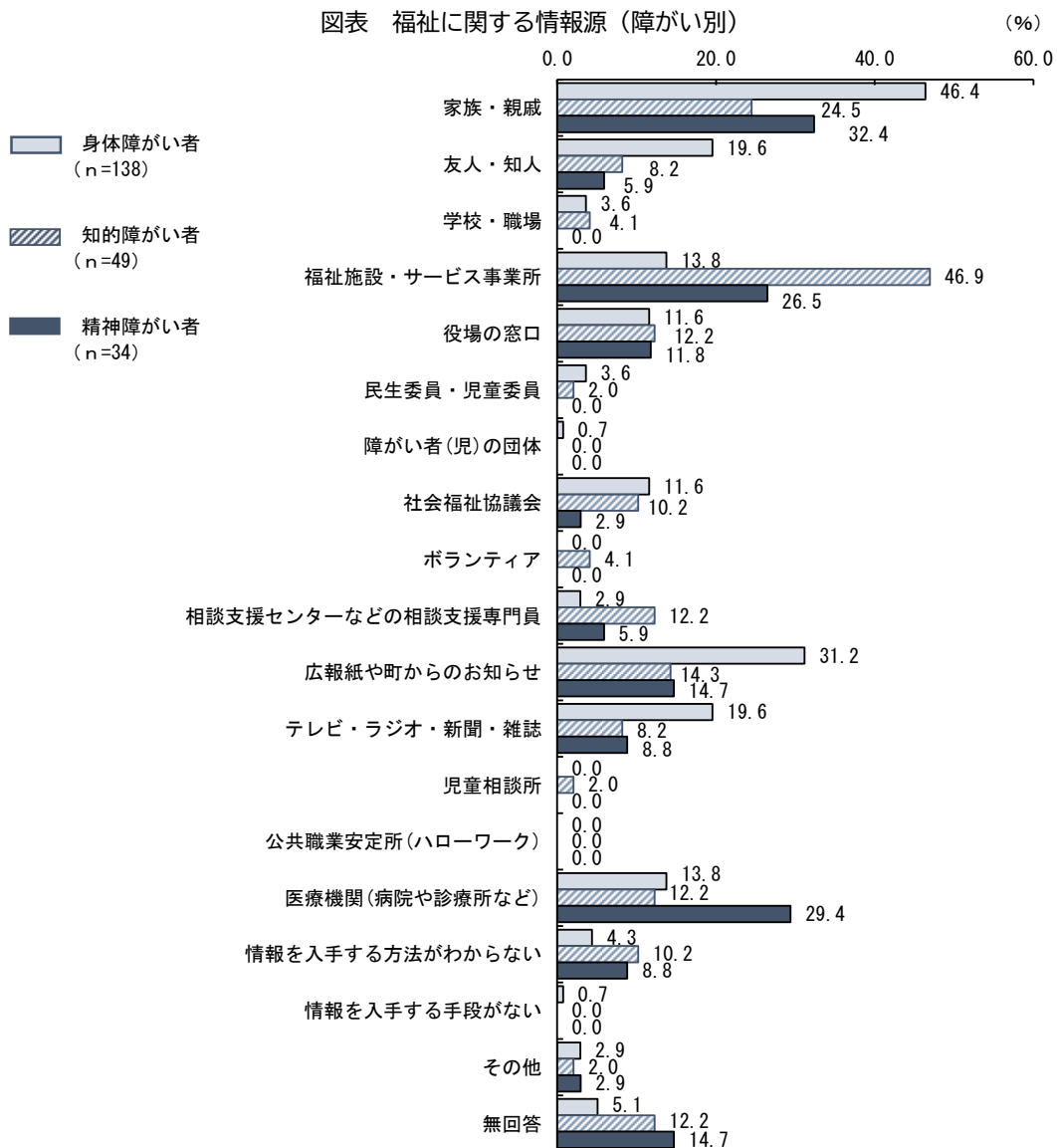
1 施策を取り巻く環境

- 障がい者が生活にかかる情報を入手しやすくしたり、相談支援を受けやすい環境は、支援やサービスの円滑な利用にもつながります。そのため、障がいの種類や年齢に関係なく、本人や家族に対する窓口の役割や、保健・医療・福祉などの様々な支援の調整、専門機関への紹介など、様々な情報や相談支援を受けられる環境を整える必要があります。

[アンケート調査による意識]

福祉の情報源について

- 福祉に関する情報源では、身体・精神障がいのある人は「家族・親戚」、知的障がいのある人は「福祉施設・サービス事業所」を最上位に挙げており、様々な分野で情報を入手しやすい配慮が求められます。



2 施策による取り組み

[実施方針]

- 障がいの有無に関わらず、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上につながるよう、障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう意思疎通支援の充実を図ります。
- 必要な生活支援が適切に受けられるよう、支援やサービスの内容等について周知を図り、安心して利用できる環境づくりを進めます。
- 相談支援については、日常生活に必要なサービス等の支援を選択できるよう相談支援事業所と連携して取り組むほか、本人や家族の抱える複合化・複雑化した相談に対しては、それぞれの相談窓口が包括的に相談を受け止め、その内容を分類し、支援可能な部署や支援機関へつなぎ、さらに各相談窓口、機関等が連携していく重層的な支援体制の構築に向けて取り組みます。

1-2-1：情報提供の充実

障がい者とその家族が適切な情報を適切なきに入手できるよう、町広報紙、町ホームページなども活用しながら発信回数の増加に努めるほか、必要に応じて障がい者の状態にあわせた個別的な対応も実施します。

特に、町ホームページでは、今後も JIS 規格のアクセシビリティ対応を推進するほか、情報格差を生まないよう、音声コードによる読み上げソフトの活用など、行政情報のアクセシビリティ（アクセスのしやすさ）の向上につながる手法について検討し、「誰一人取り残さない」、「人にやさしいデジタル化」を推進します。

1-2-2：身近な相談支援窓口の充実

障がい者とその家族が身近なところでいつでも相談支援が受けられるよう、相談支援事業所や町役場、健康推進課、深浦町社会福祉協議会、民生児童委員、医療機関などにおいて、随時、相談を受け付けます。

1-2-3：相談支援技術の向上、人材の育成

障がい者とその家族に対し早期に適切な支援ができるよう、各相談支援担当者（相談支援専門員、町担当者など）の支援技術向上に取り組むほか、筆談や FAX 等を用いて意思疎通を支援するなど障がい特性に応じた円滑なコミュニケーションに努めます。

また、障がい者支援にかかる新しい担い手の確保と育成に継続して取り組みます。

1-2-4：相談支援体制の強化

様々な相談機関において、高度・複雑化する相談内容への対応、地域生活への移行促進のため、一人ひとりの生活を見据えた適切なケアマネジメントと包括的な支援につながるよう情報共有体制や相談支援の機能強化に努めます。

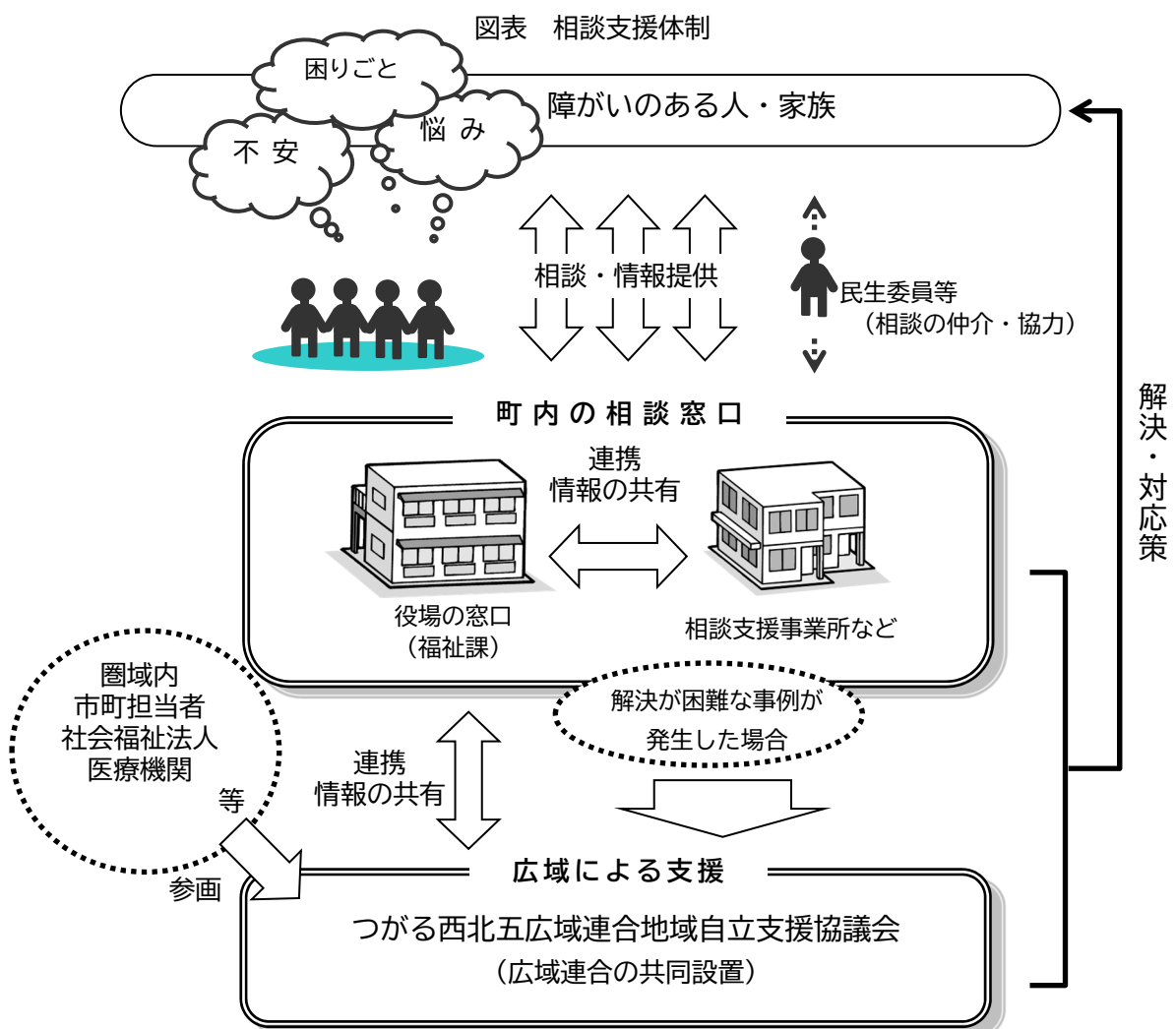
また、高齢者・介護分野との連携強化のため、地域包括支援センター（高齢者を対象とした支援機関）との連携を進めるほか、地域の相談拠点として総合的な相談業務を行う「基幹相談支援センター」のつがる西北五圏域での設置に向けて取り組みます。

1-2-5：地域自立支援協議会の機能強化

障がい者とその家族へのより専門的な支援と地域の障がい者支援全体の基盤強化に向けて、町内外の専門機関と地域自立支援協議会（つがる西北五広域連合地域自立支援協議会）の広域設置を継続します。

地域自立支援協議会においては、つがる西北五圏域内における様々な相談内容や地域課題を共有し、関係機関とも連携を図りながら様々な生活課題の検討、解決に取り組みます。

また、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所、医療医機関との連携体制を整え、地域生活への移行や障がい者福祉の諸課題について検討・調整を行います。



特に近年は、障がい者自身に加え、介助や支援による身体的・精神的な負担により、複雑で複合的な問題を抱えているケースも増えることが考えられるため、多職種間で連携し、適切な支援を途切れることなく継続的に受けられるような重層的な支援体制の構築に向けて取り組みます。

1-2-6：重層的支援体制に向けた検討

手帳を所持しているか否かに関わらず、支援を必要とする人が、相談支援や必要なサービスの利用につながるよう、各種相談窓口の役割や機能について周知に努めるとともに、分野を横断する課題についても各窓口の連携によって、支援を必要とする人への支援につながる情報提供や相談体制づくりに努めます。

施策1-3 地域活動、ボランティアの充実

1 施策を取り巻く環境

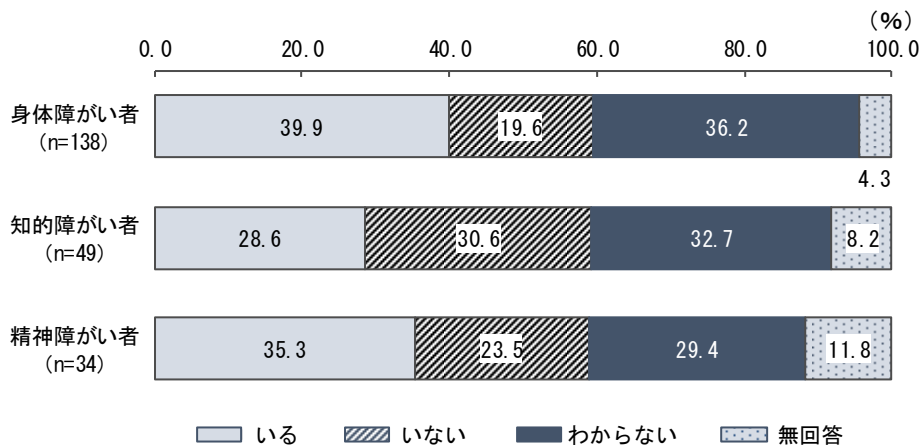
- 地域活動、ボランティアの充実に向けては、障がいへの理解や交流機会とともに、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む地域共生社会の形成に向けてボランティア活動に対する理解を深め、参加を促すなど、地域の支え合い活動が活発になるよう、担い手となるボランティア人材の育成、活動への支援が必要となります。

[アンケート調査による意識]

近所で助けてくれる人

- 近所で助けてくれる人について、障がい別による近所で助けてくれる人の有無についてみると、身体障がい・精神障がいは「いる」が最も高くなっていますが、いずれも3~4割であり、引き続き地域でいざというときも安心して暮らすためにも身近な地域での支え合いが必要とみられます。

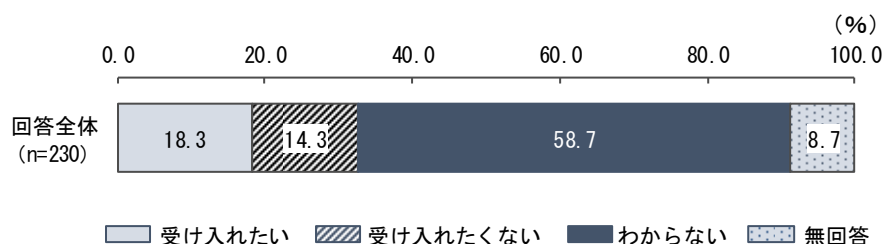
図表 近所で助けてくれる人（障がい別）



ボランティアの受け入れ

- 支援の受け入れについて、「受け入れたい」と回答した割合は2割程度となっており、支援が必要な側にも迷いやためらいがうかがえます。こうした相互の垣根を取り除き、支援につなぐ仕組みを構築していくことが、日常的な交流の創出、共生社会の実現に近づく具体的な方法の一つと考えられます。

図表 ボランティアの受け入れ（回答全体）



2 施策による取り組み

[実施方針]

- 障がいの有無に関わらず、お互いが支え手（担い手）・受け手となることを周知し、地域のあらゆる住民が役割を持ち支え合いながらお互いを認め尊重しあう地域共生社会が定着するよう取り組みます。
- 地域福祉の推進とともに、身近な行政による包括的な相談支援体制の整備と住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりに取り組みます。

1-3-1：地域福祉の推進

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、住民・地域をはじめ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障がい者関係団体のほか、町、サービス提供事業所、関係機関等、多様な主体が相互に関わりながら、住民主体による課題解決力強化・体制づくりに取り組みます。

また、すべての住民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の形成に向けて取り組みます。

1-3-2：ボランティア活動の活性化

障がいの有無に関わらず、暮らしやすさを実現する地域福祉の推進に向けて、町と社会福祉協議会が連携し、ボランティアの担い手の育成や活動の種別や領域の拡大・拡充に努めます。

1-3-3：各種団体による地域活動の実施

障がい者の社会参加を支援する各種団体の活動の活性化に向けて、町としてできる限りの支援を行います。

また、障がい者団体については、障がい者の自立や社会参加を促進する組織として、手帳交付時等の機会を通じて障がい者や家族の加入を促進するなど、増員に向けて取り組み、団体の自主的な活動を支援していきます。

1-3-4：ヘルプカード・ヘルプマークの活用検討

援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人が、配慮を必要としていることを周囲の人に知らせる「ヘルプカード」「ヘルプマーク」について周知を図るとともに、困っていることや支援が必要なことをうまく伝えられない障がい者が、周囲に支援を求める手段として活用されるよう「ヘルプカード」「ヘルプマーク」の普及に継続して取り組み、普及に向けた検討についても継続して実施します。

基本目標2 ずっと安心して暮らせるまちへ

施策2-1 保健、医療の充実

1 施策を取り巻く環境

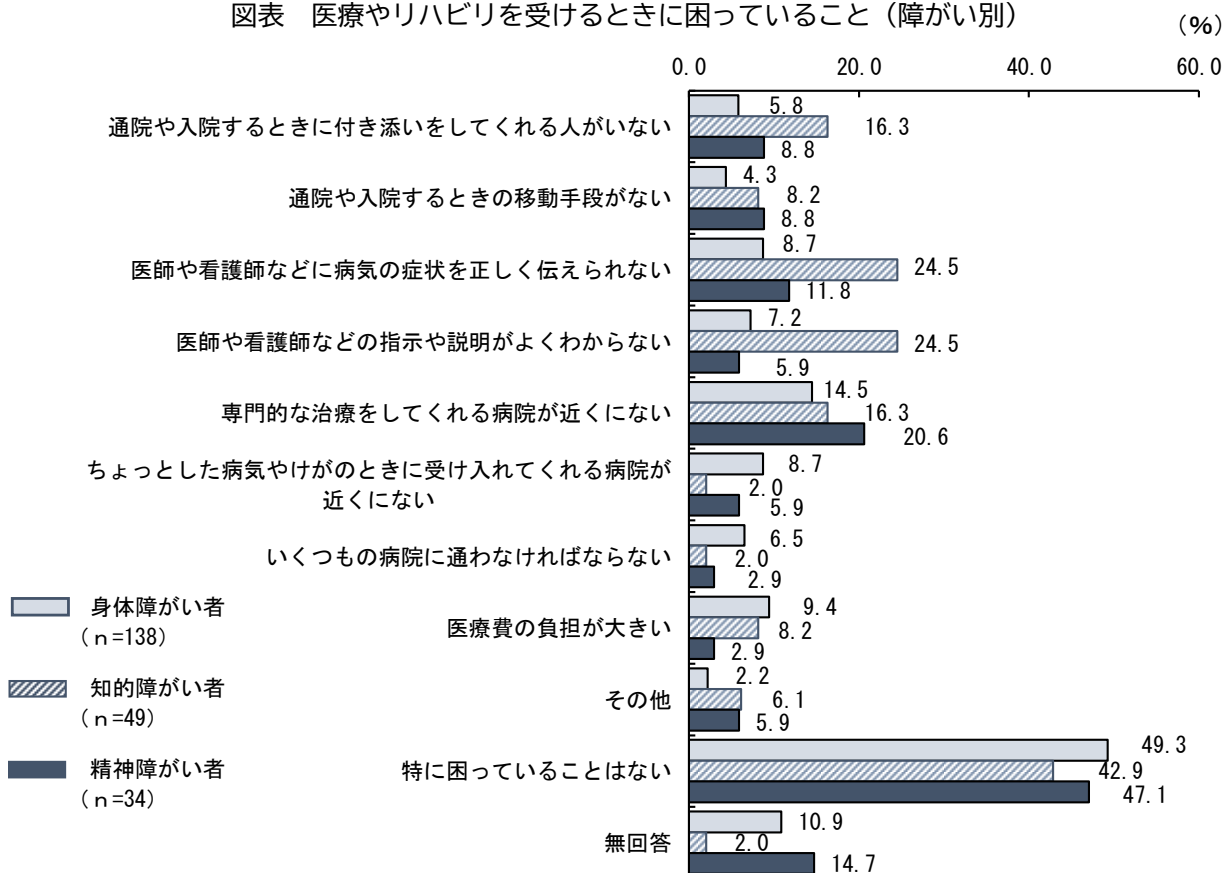
- 本町では障がい者や家族の心身の健康維持・増進のため、健康診査をはじめとする保健事業に取り組んでおり、引き続き保健・医療・福祉の各分野が連携し、病気や障がいを予防していくとともに、様々な症状へのきめ細かい治療・リハビリテーションに加え、通院、コミュニケーション等、保健、医療が受けやすい環境づくりが求められます。
- 精神保健分野においては、包括的な支援体制を含め、こころの健康づくりへの取り組みが必要となります。

[アンケート調査による意識]

医療やリハビリを受けるときに困っていること

- 医療やリハビリを受けるときに困っていることでは、各障がいで「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」ことを上位に挙げているほか、特に知的障がい者では、「医師や看護師などに病気の症状を正しく伝えられない」、「医師や看護師などの指示や説明がよくわからない」といったコミュニケーションによる困りごとを上位に挙げています。

図表 医療やリハビリを受けるときに困っていること（障がい別）



2 施策による取り組み

[実施方針]

- 保健・医療・福祉の連携のもとで、病気や障がいに対する正しい知識の普及を行うとともに、日常生活における健康増進や予防についての正しい知識を啓発することにより、障がいや疾病の早期発見・早期対応・早期治療へとつなげます。
- 精神保健施策の一層の推進に努め、「こころの健康」を支える社会づくりを目指します。
- 医療的ケアが必要な障がい者が、適切な医療を受けられるよう医療機関等への理解や協力を働きかけていきます。

2-1-1：健康診査等による健康づくりの推進

障がい者の心身の健康を保持・増進するため、各種健康診査、健康教育、健康相談の充実を図り、定期的な健康診査の受診勧奨、継続的な指導といった保健活動の実施に取り組めます。

特に、各種健康診査では障がい者が受診しやすい体制づくりに努めます。

2-1-2：障がいや疾病等の重症化予防

医療機関と連携し、障がいや疾病に対する正しい知識の普及や生活習慣病の予防に努め、健康づくり活動に参加しやすい実施日時の検討を行うなど、障がいや疾病等の重症化予防に取り組めます。

2-1-3：精神保健福祉への対応

精神障がい者が安心して生活が行えるよう保健活動や障害福祉サービスが主体的に選択・利用できるよう支援を行います。

また、心の病についての正しい理解や適切なストレス対処方法について継続的に普及啓発を図るなど、自分自身で予防対処するセルフケアを推進するとともに、心に悩みを持つ人への相談として、メンタルヘルス相談等の相談機会を提供し、「こころの健康」づくりに努めます。

2-1-4：医療体制の維持

医療機関などの協力を仰ぎながら、在宅医療、リハビリテーション、かかりつけ医の普及など障がい者が必要とする医療体制の維持に努めます。

2-1-5：救急医療体制の継続

町内医療機関では対応できない緊急あるいは重度の場合に備えて、2次保健医療圏（西北五地域保健医療圏。特殊な医療を除く入院医療体制を提供する圏域）、3次保健医療圏（全県。極めて専門性の高い保健医療サービスを提供する圏域）の体制維持に努めます。

2-1-6：医療費の助成

障がい者（児）が必要な医療を受診できるよう医療費助成（自立支援医療費支給、重度心身障害者医療費助成）を継続するとともに、助成制度の周知と利用促進に引き続き取り組めます。

2-1-7：保健・医療・福祉の連携、

障がいの軽減や重度化・重複化の防止を図り、障がい者の自立を促進するための適切な支援が受けられるよう、必要な配慮とともに障がいの早期発見に努め、地域において保健・医療・福祉の連携した支援の充実に努めます。

特に重度の障がいや医療的ケアが必要な人に加え、精神障がい者を地域で支え、心身の状況に応じた適切な保健・医療・福祉、その他の関連分野の支援を受けられるよう、関係機関が連絡調整を行うための体制づくりを進め、多分野が連携して支援できるよう包括的な支援体制づくりに取り組めます。

施策2-2 安全、安心して暮らせる地域づくり

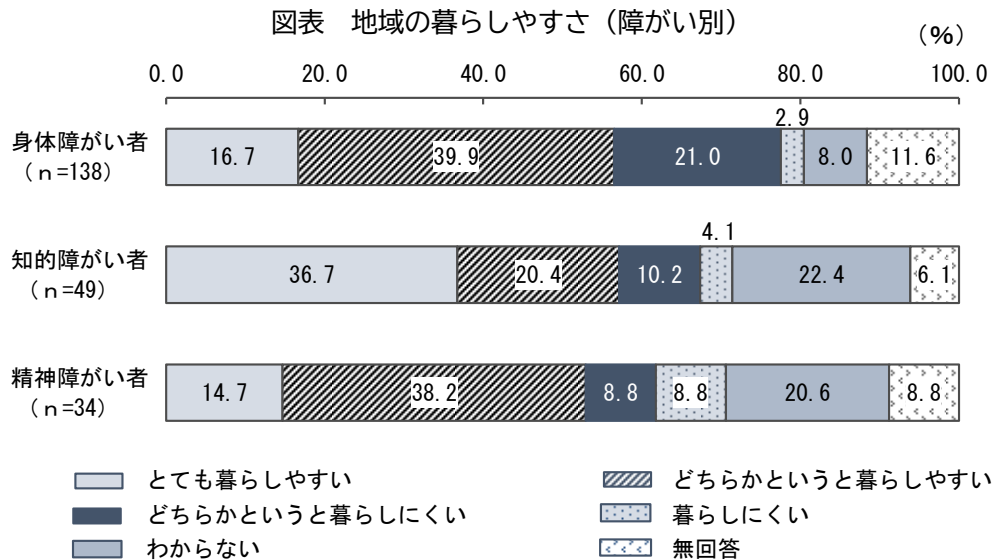
1 施策を取り巻く環境

- 障がい者が地域で自立して生活していくためには、情報や移動手段等、社会参加のための手段の確保が必要であり、加えて障がい特性に応じた住まいや地域生活を支える見守り等、ソフト・ハードの両面から障がい者が安心して生活できるまちづくりが求められます。
- 障がい者にとっては、日常生活だけでなく災害時においても配慮が必要であり、情報伝達や避難誘導、避難所での物資調達等、それぞれの障がいに配慮した支援が必要となります。

[アンケート調査による意識]

地域の暮らしやすさ

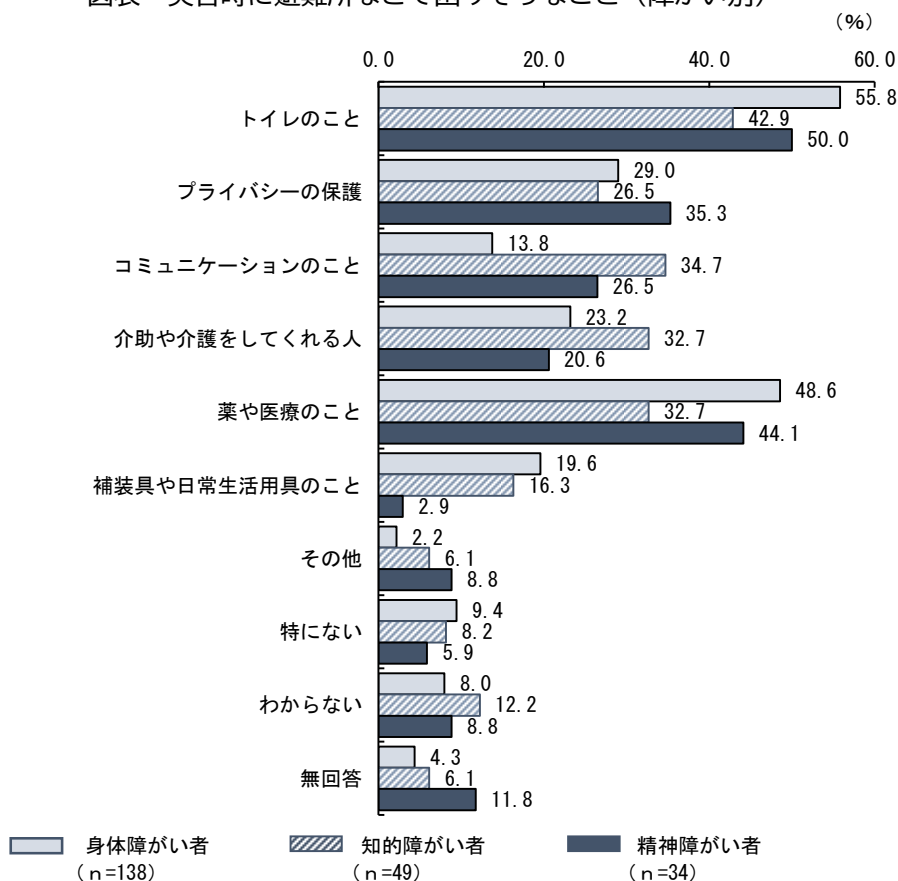
- 地域の暮らしやすさでは、「とても暮らしやすい」「どちらかという暮らしやすい」を合わせた“地域の暮らしやすさ”の割合は、各障がいとも5割を超えており、引き続き暮らしやすい地域づくりに努める必要があります。



災害時に避難所などで困りそうなこと

- 災害時に避難所などで困りそうなことについては、各障がいでトイレ、プライバシーの保護、薬や医療についての不安を上位に挙げています。そのほか知的障がい者ではコミュニケーションを挙げています。

図表 災害時に避難所などで困りそうなこと（障がい別）



2 施策による取り組み

[実施方針]

- 日常生活にある様々なバリア（障壁）を解消し「暮らしやすい」と思える生活環境や利便性の向上に取り組み、障がいの有無に関わらず安全・安心な暮らしができるよう生活環境を整備します。
- 地域の安全対策とともに近年の大規模な自然災害の教訓を踏まえ、災害や万が一の緊急時への備える支援や体制を整備します。

2-2-1：移動手段の確保

障がい者の行動範囲を広げられるよう、障害福祉サービス利用者のケア輸送や移動支援事業等によって、社会参加の促進に努めます。

また、自動車運転免許取得費助成事業や自動車改造費助成事業により、社会参加や就業を促進します。

2-2-2：住まいの確保

障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、共同生活援助（グループホーム）など多様な居住の場を確保するため、事業者の参入促進に取り組むほか、住宅に困窮する障がい者等に対して情報提供に努めます。

2-2-3：住環境のバリアフリー化

障がい者に配慮した住環境に向けて、住宅改修費用の助成や技術的支援などによる住宅のバリアフリー化を進めます。

2-2-4：地域生活支援拠点等の整備

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域で安心して暮らしていけるよう、居住支援のための5つの機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受入・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備します。

また、生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくようつがる西北五圏域の構成市町村とともに継続して検討を図ります。

2-2-5：福祉のまちづくりの推進

「青森県福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉や医療を含めた公共的な施設のバリアフリー化に向けて取り組みます。

そのほか、障がい福祉施策やまちづくりに関して障がい者や住民の参加機会を拡大し、広く意見を反映できるよう相談時のニーズの聞き取りなど、引き続き広聴活動の充実にも努めます。

2-2-6：交通安全・防犯対策の推進

交通事故の防止及び防犯対策のため、関係機関との連携を図りながら交通安全や防犯に対する啓発活動を行います。

特に、近年、高齢者や障がい者を狙った悪質商法や振り込め詐欺などが多発していることから、障がい者の財産を守るため消費生活に関する知識の普及、定期的な情報提供などを行います。

2-2-7：要配慮者の把握

災害時に支援が必要と考えられる障がい者を含む要配慮者の把握に努めるほか、災害時避難行動要支援者の名簿作成、更新を行い、近隣市町村と情報を共有することで、適正に管理します。

また、日常の延長線上での災害時の支援策が図れるよう関係機関等と連携し、個人情報保護に配慮しながら、災害時に避難支援や避難所での援助が必要な障がい者の実態把握や情報共有を図り安全確保に努めます。

2-2-8：自主防災組織の充実

災害発生時の地域住民による迅速な避難・救助活動が行えるよう、地域住民による自主防災組織の活動促進を図るとともに、地区防災計画の策定に向けて、訓練の実施や、ふだんからの声掛けなど、防災体制の強化と住民相互の連帯意識の醸成に努めます。

2-2-9：防災意識の啓発

地震や火災、風水害などの災害に関する知識の普及と防災意識の啓発に努めます。

また、避難所の運営や避難支援体制の構築、必要な物資備蓄の勧奨等、障がい者を含めた要配慮者を含めた共助の意識を高めます。

基本目標3 もっと活動できるまちへ

施策3-1 子どもの成長支援、保育と教育の充実

1 施策を取り巻く環境

- 何らかの障がい疑われる、若しくは教育上特別な支援を必要とする子どもについては、対象となる子どもとその保護者への適切な支援が早期から必要であることに留意し、ライフステージに応じた切れ目のない保健、医療、療育、教育、生活支援等が連携した取り組みが求められます。
- 町内では、令和5年5月1日現在、小学校では15人、中学校では8人が特別支援学級に通っており、障がい児保育を実施している保育所（園）は3か所となっており、住み慣れた地域で、ともに育ち学ぶことのできるよう、保育・教育の場での障がいに関する専門性の向上と理解促進に向けた取り組みなどが求められます。

図表 特別支援学級数・児童数

(単位：校・学級・人)

	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
小学校						
特別支援学級を設置する学校数	2	2	3	3	3	3
特別支援学級数	5	5	7	6	6	6
特別支援学級児童数	8	9	16	15	18	15
通常学級での障害児対応可能学校数	3	3	3	3	3	3
中学校						
特別支援学級を設置する学校数	1	1	2	2	2	2
学級数	2	1	2	4	5	5
生徒数	3	1	2	5	8	8
通常学級での障害児対応可能学校数	3	3	3	3	2	2
保育所（園）						
障がい児保育実施か所	0	1	3	2	2	3

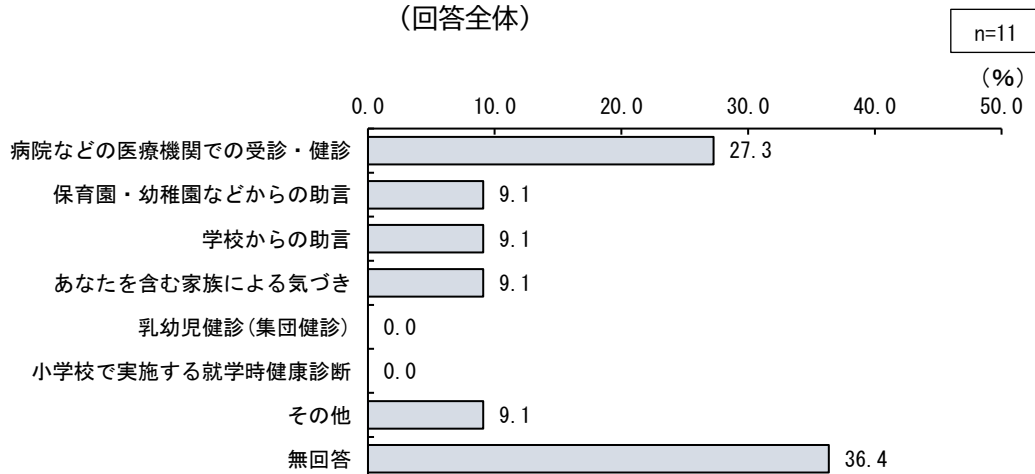
資料：深浦町

[アンケート調査による意識]

お子さんの障がいや発達課題への気づき

- お子さんの障がいや発達課題などに気づいたきっかけとしては、「保育園・幼稚園などからの助言」を最上位に挙げています。

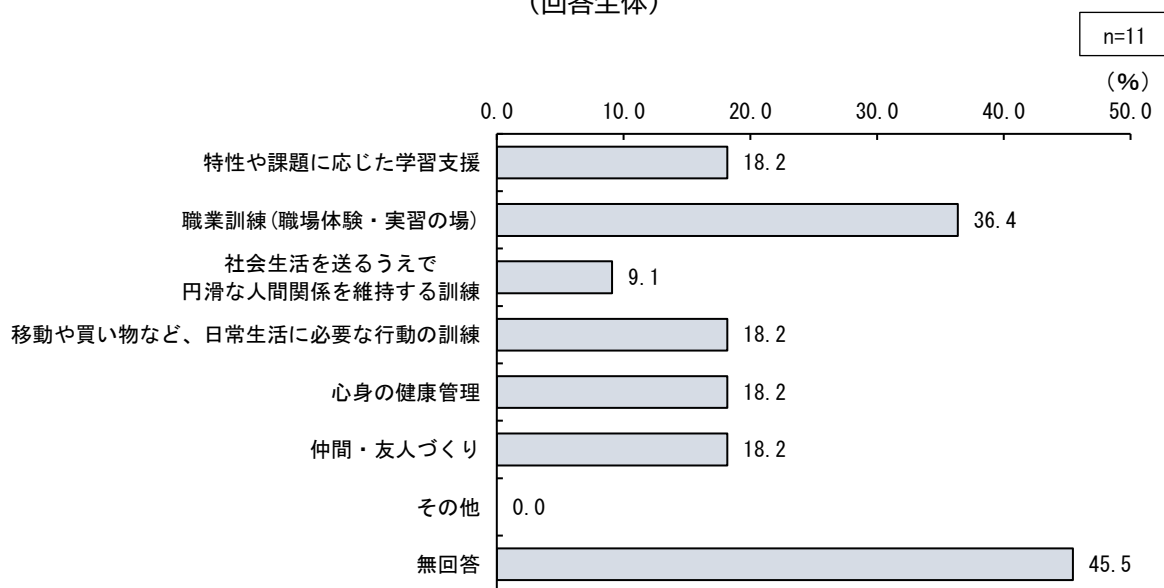
図表 お子さんの障がいや発達課題への気づき
(回答全体)



学齢期に必要なと思う支援について

- 学齢期に必要なと思う支援については、「特性や課題に応じた学習支援」、「職業訓練(職場体験・実習の場)」、「社会生活を送るうえで円滑な人間関係を維持する訓練」を上位に挙げています。

図表 学齢期に必要なと思う支援について
(回答全体)



2 施策による取り組み

[実施方針]

- 母子保健活動等によるきめ細かな支援、保育・教育環境の充実を図るなど、子どもたちの健全な成長を支援するため、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援につなげます。
- 支援を必要とする児童生徒やその保護者に対し、個々の教育的ニーズに応じた適切な支援となるよう、障がい特性や発達段階等に応じたきめ細かな教育の実践を目指します。
- 障がいにより学習の機会や選択肢が限定されることなく、障がい特性や発達段階に応じた学びの機会を得ることができるよう支援します。

3-1-1：母子保健事業による早期支援の推進

発達がゆるやかな子どもとその家族を支援するため、乳幼児健診時に専門相談員によることば・情緒・身体発育などの相談を継続し、「気になる」段階からの障がいの早期発見・療育ができるよう母子保健事業の充実に努めます。

また、こころや身体に課題のある子ども、その保護者に対し適切な支援が提供できるよう、乳幼児期の定期的な健康診査の受診、保健指導・相談の利用促進に取り組むほか、早期に適切な療育サービスにつなげるよう関係機関との連携強化に努めます。

3-1-2：発達障がいへの支援

子どもの発達に不安を感じている保護者に寄り添い、地域で安心して子育てをできるよう、LD（学習障がい）・ADHD（注意欠陥・多動性障がい）・高機能自閉症（知的障がいを伴わない自閉症）などの障がいについて、保護者等への情報及び適切な福祉サービスの提供に努めます。

3-1-3：障がい児保育の充実

保護者との連携を一層強めながら、集団保育が可能な障がい児の保育を実施します。

また、障がい児にとって適切な保育環境を提供するため、保育士の技術研修と適正配置を継続するとともに、平成 24 年度から制度化された「保育所等訪問支援」の実施を検討します。

3-1-4：就学・教育についての相談の実施

関係課や相談支援事業所との連携を図りながら、障がいのある子どもやそれを支える保護者に対し、乳幼児期から学校卒業後まで適切な支援を選択できるよう、就学・教育に関する相談支援を実施します。

また、教育上、特別な支援を要する子どもの就学に際し、学校訪問や保育所・小学校、関係機関等と連携し、スムーズな移行に努めます。

3-1-5：特別支援（障がい児）教育の充実

個々の教育ニーズに応じたきめ細かな教育を実践できるよう、保護者との一層の連携、教職員の専門性を高めるための研修参加への支援と特別教育支援コーディネーターを担える専門性を持った教員の配置に継続して取り組みます。

また、※インクルーシブ教育システムを視野に入れた教育課程を編成し、ともに尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む教育を目指します。

※障がい児を含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を「通常の学級において」行う教育のこと。

3-1-6：日中の居場所づくりの充実

障がい児が放課後や長期休業中において安心して過ごすことができるよう、放課後等デイサービス、日中一時支援事業等の周知・拡大に努めます。

3-1-7：教育施設等のバリアフリー化

インクルーシブ教育システム構築を推進していくうえで必要な学校等の施設・設備のバリアフリー化（施設改修）の整備を計画的に実施できるよう努めます。

3-1-8：学校との連携の強化

学校教育を修了した後、また、施設を退所した後、地域でスムーズに就労できるようサービス提供事業所等との連携を強化し、障がい児が本人の希望に添った適切な職業に就けるよう支援します。

また、障がいや発達がゆるやかな子どもや家族が、将来に見通しを持った就学支援となるよう特別支援学校支援部の担当による教職員への研修を行うとともに、子どもの発達や障がい特性についての情報を共有するなど、支援学校との連携をこれまで以上に実施し、子どもの成長に応じた必要な支援につなげます。

3-1-9：医療的ケアが必要な子どもへの支援

医療的ケアの必要な障がい児（以下、「医療的ケア児」とします。）が、必要な量のサービス等を利用できる体制の整備、サービス提供事業所の確保に努めます。

また、地域自立支援協議会とともに医療型児童発達支援及び重度障がい児を対象とした放課後等デイサービス事業所の確保について検討します。

3-1-10：切れ目のない支援体制の構築

子どもの発達に不安を感じている保護者に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、地域で安心して子育てをできるよう、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制を構築し、早期発見・早期対応につながる相談や療育支援等、保健、医療、福祉、教育、就労支援などの関係機関と連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の推進に努めます。

施策3-2 自分に適した働き方、社会参加への支援

1 施策を取り巻く環境

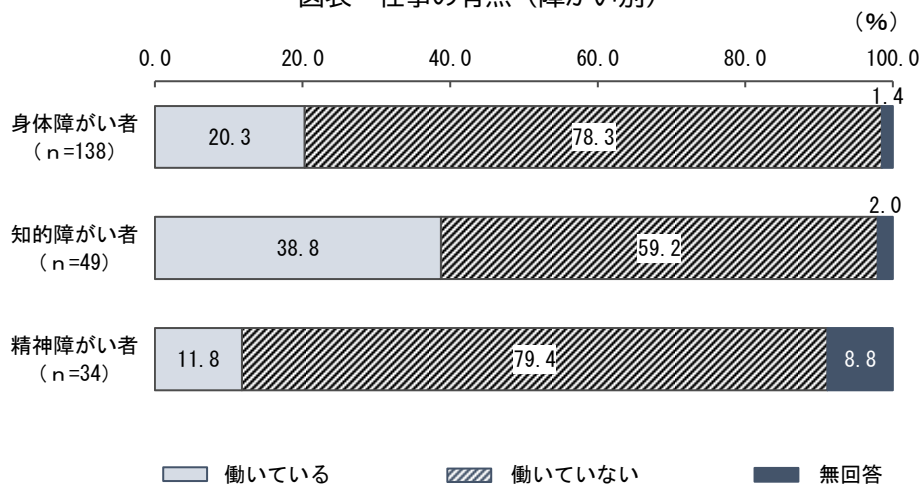
- 障がい者に向けた雇用・就労への取り組みについては、町、サービス提供事業所、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所等と連携し就労・雇用支援を行っており、今後も企業等に対する障がい者の雇用や職域の拡大、職業訓練機会の確保、職場への定着支援等、就業機会の拡大を図っていく必要があります。
- 障がい者の社会参加として、スポーツ活動や文化芸術活動は、参加者との相互の交流を広げ、社会参加に対する本人の意識向上や生活能力の向上などの効果も期待できることから、多様な機会や活動の場を整えるなど参加意欲を高めていく必要があります。

[アンケート調査による意識]

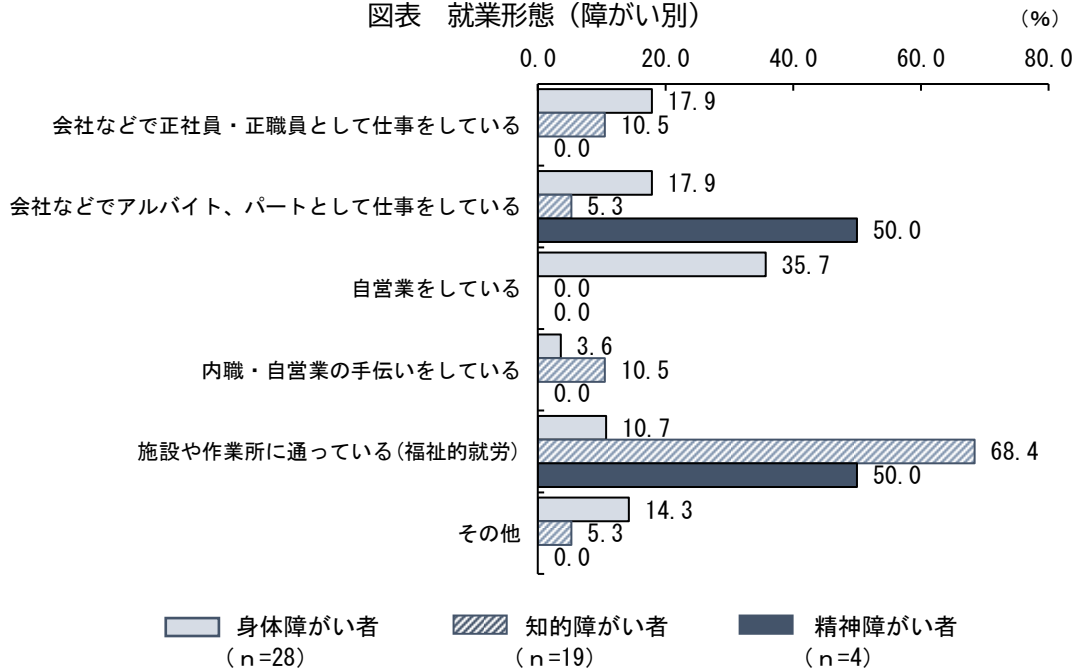
仕事の有無・就業形態

- 仕事については、知的障がいのある人の4割近くが「働いている」と回答しており、他の障がいのある人と比較して高い割合となっています。
- 就業形態については身体障がいのある人は「自営業をしている」、知的障がいのある人は「施設や作業所に通っている(福祉的就労)」、精神障がいのある人は「会社などでアルバイト、パートとして仕事をしている」、「施設や作業所に通っている(福祉的就労)」を、それぞれ最上位に挙げています。
- 「会社などで正社員・正職員として仕事をしている」で働いている方は、身体障がいのある人の2割近く、知的障がいのある人は1割程度、精神障がいのある人は該当なしとなっており、経済的な安定や就労を通じた社会参加への取り組みが引き続き重要とみられます。

図表 仕事の有無（障がい別）



図表 就業形態（障がい別）



2 施策による取り組み

[実施方針]

- 障がい者の自立した暮らしを確立するため、生活訓練を含む福祉的就労から一般就労まで、本人の意思に沿った就労ができるよう事業主等への理解促進と働く場の拡大に向けて関係機関と連携した取り組みを推進します。
- 様々なイベントや生涯学習・スポーツ・芸術文化活動などを通じて、多くの交流や社会参加の機会を提供できるよう、外出やコミュニケーションへの支援等、参加につながる条件整備を進め、配慮された場や機会の創出に努めます。

3-2-1：一般就労に向けた支援

公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所などの関係機関と連携を図り、就労を希望する障がい者が、本人の強みや課題、職場における合理的配慮に関する事項等を整理する機会を創出し、就労先や働き方をより適切に検討・選択でき、本人の特性を踏まえた就労支援が受けやすい体制を整備します。

また、関係機関との連携をさらに強化し、法定雇用率の達成に努めます。

3-2-2：多様な働き方への支援

障がい者一人ひとりに適した働き方を支援するため、一般就労が困難な障がい者の働く場や日中活動の場の確保に向けて、事業者、関係機関と協力して取り組むとともに、こうした日中活動を通じて、一般就労への移行を希望する方の就労移行についての支援を行います。

また、町が発注する物品及び役務について、全庁的に障がい者就労施設等からの調達を推進等を図ります。

3-2-3：障がい者自身の社会参加の促進

障がい者とその家族自身の積極的かつ主体的な活動を支援するため、引き続き当事者団体（身体障害者福祉会）、自治会、ボランティア団体との連携をさらに強めながら、障がい者も参加しやすいスポーツ、文化、レクリエーション活動などの拡大を図ります。

また、機会をとらえて活動のための施設のバリアフリー化を行うなど、障がい者の利用に配慮した施設の整備・運営に努めます。

3-2-4：社会参加につながる支援の推進

地域生活支援事業の移動支援事業や意思疎通支援事業等により、障がい者の社会参加を支援するとともに、地域をはじめとした社会全体での障がい特性に対する理解や配慮につながる活動を支援します。

また、介助を必要とする人が安心して外出できるよう、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の関係法令等に基づき、関係機関との連携・協力のもと、外出支援サービスをはじめ、障がい者にとって安全で利用しやすい道路交通環境の整備に努めます。

施策3-3 障害福祉サービス・生活支援等の整備

1 施策を取り巻く環境

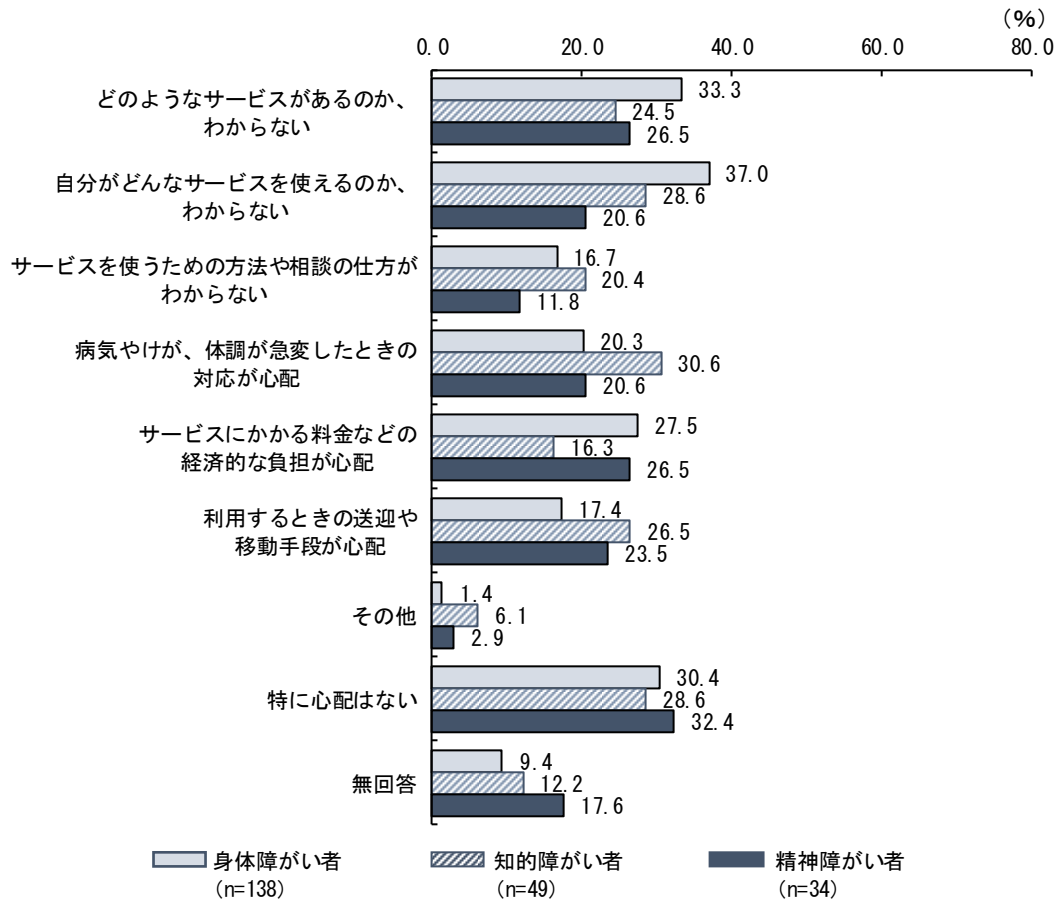
- 総合支援法及び児童福祉法をはじめ、障がい福祉の各種制度の変化に対応し、支援が必要になったときに、障がい者（児）が等しく障害福祉サービス・生活支援等を受けられるよう、引き続きサービスの質・量の確保に努める必要があります。
- 障害福祉サービス、障害児通所支援等に関しては、居宅介護をはじめ日中活動や居住の場の確保など、提供するサービスの情報を得るための相談や情報提供も含めた総合的な事業展開が重要となります。

[アンケート調査による意識]

サービスを利用するときの心配について

- サービスを利用するときの心配について、障がいの種類に関わらず「自分がどんなサービスを使えるのかわからない」「どのようなサービスがあるのかわからない」を上位に挙げています。

図表 サービスを利用するときの心配について（障がい別）



2 施策による取り組み

[実施方針]

- 障がい者へのサービスの充実に向けて、現在提供しているサービスを必要な人に確実に提供できるよう障がいの特性に応じて広く情報提供し、サービスの利用促進を図ります。
- 障がい者に対するサービス提供基盤の充実と確保に努め、円滑な制度運営を図ります。

3-3-1：障害福祉サービスの情報提供・周知活動の推進

パンフレット等によって障害福祉サービスについての情報提供を行うとともに、相談支援専門員と連携し、サービスの利用方法や障害福祉サービス、障害児通所支援等の内容について情報提供に努めます。

3-3-2：自立支援給付・児童福祉法によるサービスの提供

障害者総合支援法及び児童福祉法による各種サービスが適切に提供されるよう、サービス提供事業所とも協力しながら新たなサービス提供体制へ円滑な移行を図ると同時に、必要なサービスが利用できるよう、サービスの質、量の確保に努めます。

(※ 事業概要及びサービスの見込みについては、障害福祉計画・障害児福祉計画を参照。)

① 訪問系サービスの提供

障がい者の在宅生活を支えるため利用ニーズを把握し、必要なサービス提供量の確保とともに提供基盤の強化充実を図ります。

② 日中活動系サービスの提供

生活介護や自立訓練等、日中活動系サービスを利用する方の必要なサービス提供量の確保とともに、提供基盤の強化充実を図ります。

③ 地域移行支援、地域定着支援の体制強化

施設や病院の入所・入院から地域での暮らしを望む人、家族からの独立を望む人などの円滑な地域移行と地域定着を支援するため、事業者や関係機関と連携した支援体制の強化を図ります。

④ 適切な施設入所の実施

施設入所支援が望ましいと考えられる方へ、障がいの程度やニーズに応じて適切に実施します。

また、介護保険事業所等とも協議しながら、高齢の障がい者については介護保険サービスによる施設への円滑な移行を支援します。

⑤ 障害児通所支援等の提供

障がい児の利用ニーズの把握に努め、身近な地域で利用できるよう提供体制の充実とサービスの質の向上に努めます。

3-3-3：地域生活支援事業の実施

相談やコミュニケーション手段、移動等、障がい者にとって地域での暮らしに日常的に必要な支援の確保、提供に努めます。

(※ 事業概要及びサービスの見込みについては、障害福祉計画を参照。)

3-3-4：サービス利用に結びついていない人への支援

手帳を所持しているか否かに関わらず、支援を必要とする人が相談支援や必要なサービスの利用につながるよう広報や啓発に努めます。

また、難病、高次脳機能障がい、発達障がい、強度行動障がい等に関する知識の普及に努めます。

3-3-5：安定した暮らしへの支援

障がい者とその家族の暮らしの安定を支援するため、国、県、町、社会福祉協議会、関係機関などの各種助成制度（年金・手当の支給、税の優遇措置、交通機関の運賃割引など）の適切な実施と利用促進に取り組みます。

また、「生活困窮者自立支援法」による自立相談支援事業との連携を図ります。

3-3-6：自立生活への支援

保健・医療・福祉分野の関係者が連携し、障がい者一人ひとりに必要なサービスが総合的に利用できるよう包括的なケア体制の構築に取り組みます。

特に精神障がいについては、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じ、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービスや介護保険事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図り、精神障がいがあっても自立した暮らしができるよう支援します。

3-3-7：障がい福祉を支える人材の育成・確保

障害福祉サービスの質的向上と福祉人材の確保に向け、障がいへの正しい理解や障がい別の対応方法について学ぶ機会のほか、点訳奉仕員、手話奉仕員、要約筆記者などの育成に向けた各種養成研修などの情報提供や参加促進に努めます。

第5章 第7期障害福祉計画

第5章 第7期障害福祉計画

1 第7期障害福祉計画について

本計画は、本町の障がい者が、生涯を通じて自立した生活を送ることができ、地域生活での支援や一般就労への支援、相談支援等のサービス提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。

第7期障害福祉計画では、第6期（令和3年度から令和5年度）にかかる各年度のサービス見込量についての点検・評価を行い、その結果を踏まえて内容を見直し、令和6年度から令和8年度までの計画を定めます。

なお、市町村が第7期障害福祉計画を作成するにあたり、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ改正された国が示す基本指針の内容は以下のとおりです。

◎ 基本方針の見直し（主な事項）

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・ 重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応
 - ・ 強度行動障がい等を有する障がい者等への支援体制の充実
 - ・ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
 - ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
 - ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
 - ・ 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
 - ・ 一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
 - ・ 地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
- ④ 地域における相談支援体制の充実・強化
 - ・ 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
 - ・ 地域づくりに向けた協議会の活性化
- ⑤ 障がい者等に対する虐待の防止
 - ・ 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

⑥ 地域共生社会の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進

⑦ 障害福祉サービスの質の確保

- ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

⑧ 障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑨ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

⑩ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑪ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑫ その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

◎ 成果目標（令和8年度末の目標）

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上（県で設定）

③ 地域生活支援の充実

- ・地域生活支援拠点等の設置か所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間実施回数の見込
- ・強度行動障がいを有する者に関し、各市町村またはつがる西北五圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保(複数市町村による共同設置も可)
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築

資料：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要をもとに作成

2 第7期計画における成果目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

本町では、本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援等も得ながら、国の基本指針に基づき、施設入所者の地域生活への移行を目指します。

図表 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	国の基本指針による考え方
令和4年度末の施設入所者数 (A)	26人	・令和4年度末時点の施設入所者数
令和8年度末の施設入所者数 (B)	24人	・令和8年度末時点の施設入所見込み人員 (令和4年度末の5%以上削減)
【目標値】 地域生活移行者数 地域移行率	7.7%	・令和4年度末施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

精神障害者に対する包括的な支援を行えるようにするため、保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場を設置します。

図表 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

項目	数値	国の基本指針による考え方
【目標値】 保健、医療、福祉関係者 による協議の場の設置	平成30年度 設置済み	・住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、令和8年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定
【目標値】 開催回数	年2回	
【目標値】 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	年26人	
【目標値】 協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回	

② 精神障がい者における障害福祉サービス種別の利用

長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制を整備することによって地域生活への移行が可能であると考えられます。

計画期間においては、次のとおり精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援等、障害福祉サービスの利用を見込みます。

図表 精神障がい者における障害福祉サービス種別の利用

項目	数値	国の指針による考え方
【目標値】 精神障がい者の 地域移行支援利用者数	令和８年度 ２人	・現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定
【目標値】 精神障がい者の 地域定着支援利用者数	令和８年度 ０人	
【目標値】 精神障がい者の 共同生活援助利用者数	令和８年度 １２人	
【目標値】 精神障がい者の 自立生活援助利用者数	令和８年度 ０人	

(3) 地域生活支援拠点等の整備

本町では、地域において機能を分担する「面的整備」として整備を進めております。

今後は、機能の充実のために運用状況の検証を行いながら、引き続き自立支援協議会等の関係機関と連携しながら、地域の状況を把握したうえで、地域生活支援拠点等の充実に努めます。

図表 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	国の基本指針による考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の 整備	令和８年度 設置予定	・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
【目標値】 コーディネーター配置	令和８年度 配置予定	
【目標値】 運用状況の検証・検討	令和８年度 １回予定	

(4) 強度行動障がい者への支援体制整備

支援体制について検討を行いながら、計画期間内につがる西北五圏域での整備を目指します。

図表 強度行動障がい者への支援体制整備

項目	整備時期	国の基本指針による考え方
【目標値】 強度行動障がい者への支援体制整備	令和8年度 整備予定	・令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障がいを有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること

(5) 福祉施設からの一般就労移行

一般就労への移行にあたっては、相談支援やサービス提供事業所をはじめ、ハローワーク、県及び関係機関と連携を図りながら、一般就労を希望する方への不安解消に努めるとともに、法定雇用率をはじめ、障害者の一般就労に向けた理解促進に努めます。

また、障がいの多様性や高齢化といった現在のサービス利用者の状況や雇用環境を踏まえ、令和6年度より新たに提供される就労選択支援、サービス提供事業所等とともに、本町の現況に即した就労の選択、一般就労への移行及び職場定着を進めます。

① 雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築

図表 雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築

項目	構築時期	国の基本指針による考え方
【目標値】 雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築	平成30年度 設置済み	・地域自立支援協議会に就労支援部会等を設けるなど、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築が進むよう取組を進めること

② 福祉施設から一般就労への移行者数

図表 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	国の基本指針による考え方
令和3年度の 一般就労移行者数	0人	・令和3年度に一般就労した者の数
【目標値】 令和8年度末の 一般就労移行者数	1人	・令和8年度末までに令和3年度実績の1.28倍以上

③ 就労移行支援事業における一般就労への移行者数

図表 就労移行支援事業における一般就労への移行者数

項目	数値	国の基本指針による考え方
令和3年度末の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	0人	・令和3年度末において就労移行支援事業所から一般就労へ移行した者の数
【目標値】 令和8年度末の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	1人	・令和8年度末までに令和3年度一般就労への移行実績の1.31倍以上

④ 就労継続支援事業における一般就労への移行者数

図表 就労継続支援事業における一般就労への移行者数

項目	数値	国の基本指針による考え方
令和3年度末の就労継続支援事業の一般就労への移行者数	A型事業 0人 B型事業 0人	・就労継続支援事業の事業目的等鑑み、就労継続支援A型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上
【目標値】 令和8年度末の就労継続支援事業の一般就労への移行者数	A型事業 1人 B型事業 1人	

⑤ 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

図表 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

項目	数値	国の基本指針による考え方
令和3年度末の就労定着支援事業利用者数	0人	・令和3年度実績の1.41倍以上
【目標値】 令和8年度末の就労定着支援事業利用者数	1人	
【目標値】 令和8年度末の就労定着率5割以上の事業所数の割合	0%	・令和8年度末までに就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること
【目標値】 令和8年度末の就労定着率7割以上の事業所数の割合	0%	・令和8年度末までに就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とすること

(6) 相談支援体制の充実・強化等

本町において、相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

① 基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施

図表 基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施

項目	整備時期	国の基本指針による考え方
【目標値】 基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施	令和8年度 1件	・令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、基本指針に掲げる相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること
【目標値】 専門的な指導・助言件数	令和8年度 1件	
【目標値】 人材育成の支援件数	令和8年度 1件	
【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	令和8年度 1回	

② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

図表 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

項目	数値	国の基本指針による考え方
【目標値】 個別事例の検討件数	令和8年度 1件	・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること

(7) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

本町の障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、「請求の過誤をなくすための取組」や適正な運営を行っている事業所を確保していくこと等により、障害福祉サービス等の質の向上のための体制を構築します。

① 障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への町職員の参加人数

図表 障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への町職員の参加人数

項目	数値	国の基本指針による考え方
【目標値】 障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への町職員の参加人数	令和 8 年度 1 人	・令和 8 年度末までに、基本指針に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築

② 障害者自立支援審査支払等システムによる関係自治体等との共有

図表 障害者自立支援審査支払等システムによる関係自治体等との共有

項目	数値	国の基本指針による考え方
【目標値】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無	令和 8 年度	・令和 8 年度末までに、基本指針に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築
【目標値】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数	1 回	

第6章 計画期間におけるサービスの見込量

第6章 計画期間におけるサービスの見込量

1 訪問系サービスの見込量

[サービス概要]

事業名	内容
居宅介護	自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	重度の視覚障がい等で移動に困難を有する障がい者などを対象に、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

[第6期のサービスの利用状況]

- 利用状況は、各年で利用人数、利用時間に増減がみられますが、令和5年度における利用人数、利用時間は、ともに計画値を下回り、1か月の平均利用時間は、1人当たり12.0時間となっています。

項目	単位	第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護	計画値	10	10	10
	実績 (実人/月)	8	10	11
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	計画値	150	150	150
	実績 (延時間/月)	92	134	132
平均利用時間(時間/人)		11.5	13.4	12.0

※令和3・4年度は各3月末実績値。令和5年度は見込となっています。

[第7期のサービス見込量の設定]

項目	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用人数(実人/月)	12	12	12
	利用時間数(延時間/月)	144	144	144

項 目	単 位	第 7 期		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
重 度 訪 問 介 護	利用人数（実人/月）	0	0	0
	利用時間数（延時間/月）	0	0	0
同 行 援 護	利用人数（実人/月）	0	0	0
	利用時間数（延時間/月）	0	0	0
行 動 援 護	利用人数（実人/月）	0	0	0
	利用時間数（延時間/月）	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用人数（実人/月）	0	0	0
	利用時間数（延時間/月）	0	0	0

[見込量の設定]

- 第 7 期より、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスごとに見込量を設定します。
- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「実人/月」、「延時間/月」の見込みについては、令和 5 年度の年間実績見込みの平均に、国の基本指針を踏まえて算出しました。
- 重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の「実人/月」見込みについては、第 6 期の利用実績がないことから、計画期間においても利用がないものと見込みます。

[見込量確保の方策]

- 利用者数、利用時間ともに減少しており、計画期間における見込量は、現状では確保が可能と考えられますが、利用者の加齢とともに家族も高齢化し、利用ニーズが増えることも考えられることから、引き続き既存事業所でのサービス提供状況を確認し、見込量を確保します。
- 利用にあたっては、利用者及び家族とのコミュニケーションや同性介助への対応など、多様なニーズが想定されることから、既存サービス提供事業所でのヘルパー人員の確保やサービスの質の向上に努めます。

2 日中活動系サービスの見込量

(1) 生活介護

[サービス概要]

事業名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

[第6期のサービスの利用状況]

- 利用状況は利用人数が計画値を下回る推移となっており、令和3年度の利用日数は計画値を上回る実績となっています。

項 目	単 位	第6期			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
生活介護	計画値	利用人数	35	35	35
	実績	(実人/月)	34	33	35
	計画値	利用日数	770	770	770
	実績	(延人日/月)	748	707	770
平均利用日数(日/人)			22.0	21.4	22.0

※令和3・4年度は各3月末実績値。令和5年度は見込となっています。

項 目	単 位	第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
うち重度障害者	利用人数(実人/月)	0	0	1
	利用日数(延人日/月)	0	0	22
うち強度行動障がい を有する者の数	利用人数(実人/月)	0	0	1
	利用日数(延人日/月)	0	0	22
うち高次脳機能障がい を有する者の数	利用人数(実人/月)	0	0	0
	利用日数(延人日/月)	0	0	0
うち医療的ケアを 必要とする者の数	利用人数(実人/月)	0	0	0
	利用日数(延人日/月)	0	0	0

[第7期のサービス見込量の設定]

項 目	単 位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用人数(実人/月)	36	36	36
	利用日数(延人日/月)	792	792	792

項 目	単 位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
うち重度障害者	利用人数（実人/月）	1	1	1
	利用日数（延人日/月）	22	22	22
うち強度行動障がい を有する者の数	利用人数（実人/月）	1	1	1
	利用日数（延人日/月）	22	22	22
うち高次脳機能障がい を有する者の数	利用人数（実人/月）	0	0	0
	利用日数（延人日/月）	0	0	0
うち医療的ケアを 必要とする者の数	利用人数（実人/月）	0	0	0
	利用日数（延人日/月）	0	0	0

[見込量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。
- 令和6年度から令和8年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」に1か月に利用可能な日数（22日）を掛けて算定しました。

[見込量確保の方策]

- 今後、地域生活移行の推進が進むことで、日中の活動の場としての役割が大きいため、県及びサービス提供事業所と連携し、利用者のニーズに対応した質の高いサービスが提供できるようサービス充実及び基盤の確保に努めます。

(2) 療養介護

[サービス概要]

事業名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

[第6期のサービスの利用状況]

- 利用状況は、第6期計画期間において利用人数、利用日数ともに増加がみられ、計画値を上回る推移となっています。

項目	単位	第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	計画値	7	7	7
	実績 利用人数 (実人/月)	5	5	5

※令和3・4年度は各3月末実績値。令和5年度は見込となっています。

[第7期のサービス見込量の設定]

項目	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用人数(実人/月)	7	7	7

[見込量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。

[見込量確保の方策]

- 障がい者の高齢化に伴い、今後常時介護を必要とする方が増える可能性があるため、引き続き見込量の確保に努めます。

(3) 短期入所

[サービス概要]

事業名	内 容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

[第6期のサービスの利用状況]

- 福祉型の利用状況は、利用人数に各年度で増減がみられ、利用日数は特に令和4年度実績が計画値を大きく下回る推移となっています。
- 医療型の利用状況は、令和5年度現在1人が利用しています。

項 目	単 位	第6期			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
短期入所 (福祉型)	計画値	利用人数	6	6	6
	実績	(実人/月)	0	1	1
	計画値	利用日数	60	60	60
	実績	(延人日/月)	0	30	30
平均利用日数(日/人)			1	1	1
短期入所 (医療型)	計画値	利用人数	1	1	1
	実績	(実人/月)	0	0	0
	計画値	利用日数	10	10	10
	実績	(延人日/月)	0	0	0
平均利用日数(日/人)			0	0	0

※令和3・4年度は各3月末実績値。令和5年度は見込となっています。

項 目	単 位	第6期			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
うち重度障がい者	利用人数(実人/月)		0	0	0
		福祉型	0	0	0
		医療型	0	0	0
	利用日数(延人日/月)		0	0	0
		福祉型	0	0	0
		医療型	0	0	0
うち強度行動障がい を有する者の数	利用人数(実人/月)		0	0	0
		福祉型	0	0	0
		医療型	0	0	0
	利用日数(延人日/月)		0	0	0
		福祉型	0	0	0
		医療型	0	0	0
うち高次脳機能障がい を有する者の数	利用人数(実人/月)		0	0	0
		福祉型	0	0	0
		医療型	0	0	0
	利用日数(延人日/月)		0	0	0
		福祉型	0	0	0
		医療型	0	0	0

項 目	単 位	第 6 期		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
うち医療的ケアを必要とする者の数	利用人数（実人/月）	0	0	0
	福祉型	0	0	0
	医療型	0	0	0
	利用日数（延人日/月）	0	0	0
	福祉型	0	0	0
	医療型	0	0	0

[第 7 期のサービス見込量の設定]



項 目	単 位	第 7 期		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
短 期 入 所	利用人数（実人/月）	7	7	7
	福祉型	6	6	6
	医療型	1	1	1
	利用日数（延人日/月）	70	70	70
	福祉型	60	60	60
	医療型	10	10	10

項 目	単 位	第 7 期		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
うち重度障がい者	利用人数（実人/月）	0	0	0
	福祉型	0	0	0
	医療型	0	0	0
	利用日数（延人日/月）	0	0	0
	福祉型	0	0	0
	医療型	0	0	0
うち強度行動障がい を有する者の数	利用人数（実人/月）	0	0	0
	福祉型	0	0	0
	医療型	0	0	0
	利用日数（延人日/月）	0	0	0
	福祉型	0	0	0
	医療型	0	0	0
うち高次脳機能障がい を有する者の数	利用人数（実人/月）	0	0	0
	福祉型	0	0	0
	医療型	0	0	0
	利用日数（延人日/月）	0	0	0
	福祉型	0	0	0
	医療型	0	0	0
うち医療的ケアを 必要とする者の数	利用人数（実人/月）	0	0	0
	福祉型	0	0	0
	医療型	0	0	0
	利用日数（延人日/月）	0	0	0
	福祉型	0	0	0
	医療型	0	0	0

[見込量の設定]

(福祉型)

- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「実人/月」見込みについては、潜在的に把握されている利用者数を踏まえて、各年 6 人としています。
- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」と一人当たりの利用日数を 10 日と見込み、掛け合わせて算定しました。

(医療型)

- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「実人/月」見込みについては、第 6 期の利用実績から、各年 1 人としています。
- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」と一人当たりの利用日数を 10 日と見込み、掛け合わせて算定しました。

[見込量確保の方策]

- 短期入所については、緊急時の対応や介護者が休養をとる際のレスパイトとしての機能も有しており、今後も必要と思われる量の確保に努め、サービス基盤の整備の促進を図ります。

3 施設系サービスの見込量

(1) 施設入所支援

[サービス概要]

事業名	内 容
施設入所支援	常時介護を必要とする人に対し、主に夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

[第6期のサービスの利用状況]

○ 令和5年度の利用者数は26人となっています。

項 目	単 位	第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	計画値	26	26	26
	実績	26	26	26

※令和3・4年度は各3月末実績値。令和5年度は見込となっています。

[第7期のサービス見込量の設定]

項 目	単 位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用人数(実人/月)	25	25	24

[見込量の設定]

○ 令和6年度から令和8年度の「実人/月」見込については、利用人数が減少傾向にあることから、令和8年度には2名の減少を見込み算定しました。

[見込量確保の方策]

- グループホームでの対応が困難な方や、介護保険施設での対応が困難な方など、真に施設を必要とする方に対し適切なサービスが提供されるよう、サービス提供事業所と連携を図ります。
- 施設入所支援については、入所者の高齢化や意向に配慮しつつ、計画期間の目標を視野に入れながら、介護保険施設の利用、地域への移行を支援します。

4 居住支援系サービスの見込量

(1) 共同生活援助

[サービス概要]

事業名	内 容
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。

[第6期のサービスの利用状況]

- 令和5年度の利用者数は32人となっています。
- 住まいの確保は、地域での自立した生活を目指すうえで引き続き重要であるため、地域生活の定着を図るため、引き続き総合的に取り組む必要があります。

項 目	単 位	第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	計画値	35	36	37
	実績	32	32	32

※令和3・4年度は各3月末実績値。令和5年度は見込となっています。

項 目	単 位	第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
うち重度障がい者	利用人数 (実人/月)	0	0	1
うち強度行動障がい有する者の数	利用人数 (実人/月)	0	0	1
うち高次脳機能障がい有する者の数	利用人数 (実人/月)	0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者の数	利用人数 (実人/月)	0	0	0

[第7期のサービス見込量の設定]

項 目	単 位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	利用人数(実人/月)	35	36	37

項 目	単 位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
うち重度障がい者	利用人数 (実人/月)	1	1	1
うち強度行動障がい有する者の数	利用人数 (実人/月)	1	1	1
うち高次脳機能障がい有する者の数	利用人数 (実人/月)	0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者の数	利用人数 (実人/月)	0	0	0

[見込量の設定]

- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「実人/月」見込みについては、第 6 期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。

[見込量確保の方策]

- 共同生活援助については、地域移行後の生活の場であると同時に、親亡き後の生活の場として、引き続き必要性が高まることも予想されるため、計画的な整備に努めるほか、地域生活支援拠点等の機能強化に向けて、相談支援や緊急時の対応等、今後の居住支援策について事業所間で連携して取り組みます。

(2) 自立生活援助

[サービス概要]

事業名	内 容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。

[第 6 期のサービスの利用状況]

- 令和 5 年度現在、利用者はいない状況です。

項 目	単 位	第 6 期		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立生活援助	計画値	0	0	0
	実績	0	0	0

※令和 3・4 年度は各 3 月末実績値。令和 5 年度は見込となっています。

[第 7 期のサービス見込量の設定]

項 目	単 位	第 7 期		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自立生活援助	利用人数 (実人/月)	0	0	0

[見込量の設定]

- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「実人/月」見込みについては、第 6 期の利用実績がないことから、計画期間においても利用がないものと見込みます。

[見込量確保の方策]

- 町内にサービス提供基盤がないため、町外のサービス提供所とも連携を図りながら、提供基盤を確保します。

5 訓練系・就労系サービスの見込量

(1) 自立訓練（機能訓練）

[サービス概要]

事業名	内 容
自立訓練 （機能訓練）	身体障がい有する者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

[第6期のサービスの利用状況]

○ 令和5年度現在、利用者はいない状況です。

項 目	単 位	第6期			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自立訓練 （機能訓練）	計画値	利用人数 (実人/月)	0	0	0
	実績		0	0	0
	計画値	利用日数 (延人日/月)	0	0	0
	実績		0	0	0
平均利用日数(日/人)			0	0	0

※令和3・4年度は各3月末実績値。令和5年度は見込となっています。

[第7期のサービス見込量の設定]

項 目	単 位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 （機能訓練）	利用人数(実人/月)	0	0	0
	利用日数(延人日/月)	0	0	0

[見込量の設定]

○ 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用実績がないことから、計画期間においても利用がないものと見込みます。

[見込量確保の方策]

○ 計画期間におけるサービス提供が町外となるため、関係機関やサービス提供事業所との情報共有などの連携を図り、支援を必要とする方の把握に努めることで、適切なサービス提供基盤を確保します。

(2) 自立訓練（生活訓練）

[サービス概要]

事業名	内容
自立訓練 （生活訓練）	知的障がいまたは精神障がいを有する者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

[第6期のサービスの利用状況]

- 利用状況は、利用人数、利用日数ともに各年にばらつきがあり、令和5年の利用人数は1人、利用日数は14日となっています。

項目	単位	第6期			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自立訓練 （生活訓練）	計画値	利用人数 (実人/月)	1	1	1
	実績		0	0	0
	計画値	利用日数 (延人/月)	22	22	22
	実績		0	0	0
平均利用日数(日/人)			0	0	0

※令和3・4年度は各3月末実績値。令和5年度は見込となっています。

[第7期のサービス見込量の設定]

項目	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 （生活訓練）	利用人数(実人/月)	0	0	0
	利用日数(延人/月)	0	0	0

[見込量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」、見込みについては、令和4年度実績より算定し、計画期間においても利用見込みがないものと見込みます。

[見込量確保の方策]

- 機能訓練と同様に、計画期間におけるサービス提供が町外となるため、関係機関やサービス提供事業所との情報共有などの連携を図り、支援を必要とする方の把握に努めることで、適切なサービス提供基盤を確保します。

(3) 就労選択支援

[サービス概要]

事業名	内容
就労選択支援	就労を希望する障がい者が、就労支援サービスを利用し始める段階で就労アセスメントの機会を設けることにより、希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担います。

[第7期のサービス見込量の設定]

項目	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	利用人数(実人/月)	-	1	1

[見込量の設定]

- 令和7年度からの新たなサービスとなるため、令和7年度以降年1人を見込みます。

[見込量確保の方策]

- 就労を希望する利用者が、本人の希望に添った選択ができるよう、関係機関やサービス提供事業所と連携を図り、適切なサービス提供基盤を確保します。

(4) 就労移行支援

[サービス概要]

事業名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

[第6期のサービスの利用状況]

- 利用状況は、各年度で増減していますが、利用人数、利用日数ともに減少傾向にあり、計画値を下回る推移となっています。

項目	単位	第6期			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
就労移行支援	計画値	利用人数 (実人/月)	2	1	1
	実績		1	1	1
	計画値	利用日数 (延人日/月)	42	21	21
	実績		11	23	23
平均利用日数(日/人)			11.0	23.0	23.0

※令和3・4年度は各3月末実績値。令和5年度は見込となっています。

[第7期のサービス見込量の設定]

項目	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	利用人数(実人/月)	1	1	1
	利用日数(延人日/月)	23	23	23

[見込量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、令和4年度実績より各年1人を見込み算定しました。
- 令和6年度から令和8年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」に令和4年度の平均利用日数(23日)を掛けて算定しました。

[見込量確保の方策]

- 引き続き、町内外のサービス提供事業所及び関係機関と連携し、支援を必要とする方の把握に努め、適切なサービス提供基盤を確保します。
- 新たに創設される就労選択支援との連携を図り、利用者の希望を叶える就労機会の確保に努めます。

(5) 就労継続支援 (A 型)

[サービス概要]

事業名	内容
就労継続支援 (A 型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A 型は事業者との雇用契約があるサービスです。

[第 6 期のサービスの利用状況]

- 利用状況は、利用人数、利用日数ともに減少傾向にあり、計画値を下回る推移となっています。

項目	単位	第 6 期			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
就労継続支援 (A 型)	計画値	利用人数 (実人/月)	7	7	7
	実績	利用人数 (実人/月)	7	7	7
	計画値	利用日数 (延人日/月)	154	154	154
	実績	利用日数 (延人日/月)	152	154	154
平均利用日数 (日/人)			21.7	22.0	22.0

※令和 3・4 年度は各 3 月末実績値。令和 5 年度は見込となっています。

[第 7 期のサービス見込量の設定]

項目	単位	第 7 期		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
就労継続支援 (A 型)	利用人数 (実人/月)	7	7	7
	利用日数 (延人日/月)	154	154	154

[見込量の設定]

- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「実人/月」見込みについては、第 6 期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。
- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」に 1 か月に利用可能な日数 (22 日) を掛けて算定しました。

[見込量確保の方策]

- 引き続き、町内外のサービス提供事業所及び関係機関と連携し、支援を必要とする方の把握に努め、適切なサービス提供基盤を確保します。
- 新たに創設される就労選択支援との連携を図り、利用者の希望を叶える就労機会の確保に努めます。

(6) 就労継続支援 (B型)

[サービス概要]

事業名	内容
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。B型は雇用契約がないサービスで、雇用契約を結んでの就業が困難な方が対象です。

[第6期のサービスの利用状況]

- 利用状況は、利用人数、利用日数ともに増加傾向にあり、計画値を上回る推移となっています。

項目	単位	第6期			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
就労継続支援 (B型)	計画値	利用人数 (実人/月)	30	33	36
	実績		30	32	36
	計画値	利用日数 (延人日/月)	660	726	792
	実績		595	589	792
平均利用日数 (日/人)			19.8	18.4	22.0

※令和3・4年度は各3月末実績値。令和5年度は見込となっています。

[第7期のサービス見込量の設定]

項目	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (B型)	利用人数 (実人/月)	38	38	40
	利用日数 (延人日/月)	836	836	880

[見込量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。
- 令和6年度から令和8年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」に1か月に利用可能な日数(22日)を掛けて算定しました。

[見込量確保の方策]

- 引き続き、町内外のサービス提供事業所及び関係機関と連携し、支援を必要とする方の把握に努め、適切なサービス提供基盤を確保します。
- 新たに創設される就労選択支援との連携を図り、利用者の希望を叶える働く場や生産活動の機会を提供し、知識及び能力の向上を図ります。

(7) 就労定着支援

[サービス概要]

事業名	内 容
就 労 定 着 支 援	一般就労した障がい者が、職場に定着でき、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

[第6期のサービスの利用状況]

○ 令和5年度現在、利用者はいない状況です。

項 目	単 位	第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就 労 定 着 支 援	計画値	0	0	1
	実績	0	0	0

※令和3・4年度は各3月末実績値。令和5年度は見込となっています。

[第7期のサービス見込量の設定]

項 目	単 位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就 労 定 着 支 援	利用人数(実人/月)	0	0	0

[見込量の設定]

○ 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用実績がないことから、計画期間においても利用がないものと見込みます。

[見込量確保の方策]

○ 就労移行支援、就労継続支援(A・B型)のサービス提供事業所と連携し、サービスの利用状況、一般就労へ移行する方の把握、適切なサービス利用につなげるとともに、提供基盤を確保します。

6 相談支援の見込量

(1) 計画相談支援

[サービス概要]

事業名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障がい者及び地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者施設に入所している障がい者や入院している精神障がい者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

[第6期のサービスの利用状況]

- 支給決定を受けた障がい者、またはその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス利用計画を作成します。

項 目	単 位	第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	計画値	30	30	30
	実績	28	32	33
地域移行支援	計画値	0	0	0
	実績	0	0	0
地域定着支援	計画値	0	0	0
	実績	0	0	0

※令和3・4年度は各3月末実績値。令和5年度は見込となっています。

[第7期のサービス見込量の設定]

項 目	単 位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用人数(人)	35	35	35
地域移行支援	利用人数(人)	0	0	0
地域定着支援	利用人数(人)	0	0	0

[見込量の設定]

(計画相談支援)

- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「利用人数」の見込み見込みについては、第 6 期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。

(地域移行支援)

- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「利用人数」見込みについては、第 6 期の利用実績がないことから、計画期間においても利用がないものと見込みます。

(地域定着支援)

- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「利用人数」見込みについては、第 6 期の利用実績がないことから、計画期間においても利用がないものと見込みます。

[見込量確保の方策]

- 関係機関や地域自立支援協議会と連携して、適切なケアマネジメントを実施し、個々のサービス利用者の生活の質の向上を図ります。
- 適切な障害福祉サービスの利用や円滑な地域生活移行を支援するために、相談支援事業所の確保や地域生活支援者の把握に努めます。
- サービスを必要とする方のニーズに対応するためにも、引き続きサービス提供事業所や関係機関と連携し、提供体制の整備を図り相談支援の充実強化を推進します。

7 地域生活支援事業サービスの見込量

(1) 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者及び障がい児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本町の地域資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

図表 主な地域生活支援事業

種別	事業名	内容
必須事業	理解促進・研修啓発事業	障がい者等に対する理解を深めるため、広報活動、研修会等を行う事業です。
	自発的活動支援事業	障がい福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みとして、ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、ボランティア活動支援等を行う団体に対し補助金等支援を行います。
	相談支援事業	○障害者相談支援事業 障がい者等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行う事業です。 ○市町村相談支援機能強化事業 相談支援の強化のために、専門的職員を配置する事業です。 ○住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援する事業です。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る事業です。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制整備に向け、事業の実施方法について、検討する事業です。
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣事業など、意思疎通を図ることに支障がある人等と他の者の意思疎通を仲介する事業です。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付または貸与する事業です。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者への理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術等の習得を目指す事業です。
	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のために外出の際の支援を行う事業です。
	地域活動支援センター事業	地域の实情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業です。

種別	事業名	内 容
任意事業	訪問入浴サービス事業	身体障がい者（児）を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。
	生活訓練等事業	障がい者の生活の質の向上を図り、社会復帰を促進するため、日常生活上必要な訓練・指導などをサービス事業者に委託して実施します。
	日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がい者等の日中における活動の場を提供する事業です。
	自動車運転免許取得・改造費用助成	自動車の改造費用の一部、自動車運転免許の取得費用の一部を交付する事業です。

(2) 地域生活支援事業の見込量の設定と確保方策

第7期計画期間における地域生活支援事業の見込量は、次のとおりです。

図表 第7期計画の地域生活支援事業の見込量一覧（必須事業）

項 目	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有
② 自発的活動支援事業	有無	有	有	有
③ 相談支援事業				
障害者相談支援事業	か所	3	3	3
基幹相談支援センター	有無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	無	無	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無
④ 成年後見制度利用支援事業	件	3	3	3
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無
⑥ 意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	件	1	1	1
手話通訳者設置事業	か所	0	0	0
点訳、代筆、代読、音声訳等支援事業	人	0	0	0
⑦ 日常生活用具給付等事業				
日常生活用具給付等事業（計）	件	200	200	200
介護訓練支援用具	件	2	2	2
自立生活支援用具	件	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2
排泄管理支援用具	件	190	190	190
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	2	2	2
⑧ 手話奉仕員養成研修事業	人	1	1	1

項 目	単位	第 7 期		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
⑨ 移動支援事業				
移動支援事業	人	1	1	1
	時間	60	60	60
⑩ 地域活動支援センター				
地域活動支援センター	か所	0	0	0
	人	1	1	1
⑪ 訪問入浴サービス	人	1	1	1
⑫ 生活訓練等事業	時間	100	100	100
⑬ 日中一時支援事業				
日中一時支援事業	人	2	2	2
	回	100	100	100
⑭ 自動車運転免許取得費・改造費助成(交)	人	1	1	1

(3) 実施に関する考え方・見込み量確保のための方策等

① 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

共生社会の実現を図り、住民に対して障がい者等に対する理解を深めるため、研修会等を開催します。

② 自発的活動支援事業（必須事業）

障がい福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みとして、ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、ボランティア活動支援等を行う団体に対し補助金等支援を行います。

③ 相談支援事業（必須事業）

深浦町社会福祉協議会、児童福祉施設等に委託し事業を実施します。

また、身近な困りごとをはじめ、様々な相談に対応する総合窓口としてどこでも同じように相談支援が行えるよう困難ケースの相談、指導助言等について支援を図るとともに、地域自立支援協議会において地域課題を共有し課題解決へ向けた検討を図るなど、相談支援と地域自立支援協議会との連携による支援体制の充実に努め、相談支援の質の向上に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

成年後見制度の周知を図るとともに各関係機関と連携し、知的障がい者や精神障がい者のうち判断能力が十分でない人について、適切にサービスの利用契約の締結等が行われるよう、制度の利用を支援することで個人の尊厳や権利擁護に努めます。

あわせて、関係機関とのさらなる連携強化を図るとともに、日常生活自立支援事業等の活用等を含めた支援体制を整えます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

本町は、社会福祉協議会において体制を整備し、法人後見活動を支援しています。今後も後見等の業務を適切に行うことができるよう充実を図ります。

⑥ 意思疎通支援事業（必須事業）

手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣については、一般社団法人青森県ろうあ協会に委託しています。派遣依頼があった場合には今後も連携して対応し、意思疎通支援の充実を図ります。

⑦ 日常生活用具給付等事業（必須事業）

日常生活用具給付等事業については、相談支援事業や広報などを通じて事業の周知を図るとともに、関係機関との連携のもと利用希望者一人ひとりの状況にあわせた適切な用具の給付に努めます。

事業項目	事業内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、身体介護を支援する用具や障がいのある子どもが訓練に用いるいす等
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障がいの入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成

⑧ 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

本町においては、令和2年度より西北五圏域が共同して実施しています。今後も引き続き聴覚障がい者などの意思疎通を図るのに支障がある方が自立した日常生活を営むことができるように、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成していくことに努めます。

⑨ 移動支援事業（必須事業）

移動支援事業については、障がい特性やニーズの拡大に対応していくうえで供給体制が不安定にならないよう、サービス提供事業所と連携しながら障がいの社会参加を促進します。

⑩ 地域活動支援センター（必須事業）

障がいの日中の居場所づくりを促進し障がい特性やニーズの拡大に対応できるよう、実施主体となる社会福祉法人と連携して社会復帰に向けた支援を行います。

現在は町外のサービス提供事業所にて実施しており、引き続き利用希望者の把握とともに、本人の障がい特性にきめ細かい配慮に向けて対応を検討します。

⑪ 訪問入浴サービス事業（任意事業）

自宅で入浴することが困難な常時寝たきりの身体障がい者（児）、難病の方に対し、訪問し入浴できるよう支援する事業であり、重度の障がいのある子どもへのサービスが提供されています。今後も利用希望者の把握と適切なサービス提供に努めます。

⑫ 生活訓練等事業（任意事業）

現在、町外のサービス提供事業所へ業務委託により実施しています。今後も利用希望者を把握し、利用促進に努めます。

⑬ 日中一時支援事業（任意事業）

日中一時支援は、障がい者（児）等の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業であり、介護者への支援としても重要となっています。

今後も緊急時の支援や介護者の負担軽減につながるよう、サービス提供事業所と調整を図りながら利用促進に努めます。

⑭ 自動車運転免許取得費補助金交付事業・改造費補助金交付事業（任意事業）

障がい者の外出や社会参加の拡大につながるよう支援を継続して行います。

第7章 第3期障害児計画

第7章 第3期障害児計画

1 第3期障害児福祉計画について

市町村障害児福祉計画では、障がい児通所支援等の提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標及び見込量、また見込量を確保するための方策を定めます。

なお、国の基本指針に基づき、新たな障がい児福祉計画に盛り込む内容は、次のとおりです。

◎ 基本方針の見直し（主な事項）

① 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- ・障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

② 発達障がい者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- ・強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

◎ 成果目標（令和8年度末の目標）

① 障がい児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村または圏域に1か所以上
- ・各市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各市町村において医療的ケア児等支援の協議の場の設置(圏域での設置も可)
- ・各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保

資料：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要をもとに作成

2 第3期計画における障害児支援の提供体制について

本町では、国の基本指針に基づき、次のとおり障害児支援の提供体制の充実を図ります。

(1) 児童発達支援センターの設置

令和8年度末までに、本町、または圏域内に児童発達支援センター1か所を設置することになっており、本町では令和2年度につがる西北五圏域内において設置しています。

図表 児童発達支援センターの設置

項目	設置時期	国の基本指針による考え方
児童発達支援センターの設置	令和2年度 設置済み	<ul style="list-style-type: none">・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置・市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

(2) 障がい児インクルージョン推進体制

令和8年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することになっており、本町では令和2年よりつがる西北五圏域内において体制を構築しています。

図表 障がい児インクルージョン推進体制

項目	構築時期	国の基本指針による考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和2年度 設置済み	<ul style="list-style-type: none">・令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス提供事業所については、つがる西北五圏域内事業所へ働きかけ、医療との連携を図りながら、計画期間において事業所の確保に取り組みます。

図表 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

項目	数値	国の基本指針による考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	令和8年度 設置予定	<ul style="list-style-type: none">・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス提供事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保・市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

(4) 医療的ケア児に対する協議の場の設置

令和 8 年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、協議の場を設置することとなっており、本町ではつがる西北五圏域内において令和 5 年度に設置し、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

また、県や関係機関の行う研修への相談支援専門員の参加を支援し、医療的ケア児コーディネーターを養成し、計画期間において医療的ケア児を支援する体制を構築します。

図表 医療的ケア児に対する協議の場の設置

項 目	設置時期	国の基本指針による考え方
医療的ケア児に対する協議の場の設置	令和 5 年度 設置済み	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和 8 年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること ・市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与したうえでの、圏域での設置であっても差し支えない

図表 (参考) 医療的ケア児を支援する体制構築

項 目	数 値	国の基本指針による考え方
医療的ケア児を支援する体制構築	令和 8 年度 設置予定	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 8 年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケアの必要な子ども等に関するコーディネーターを配置すること

第8章 計画期間における障害児支援の見込量

第8章 計画期間における障害児支援の見込量

第3期計画期間（令和6年度から令和8年度）の障害児支援の提供の見込量の算定にあたっては、第2期障害児福祉計画期間（令和3年度から令和5年度）のサービス利用状況を踏まえて設定します。

1 障害児通所支援の見込量

(1) 放課後等デイサービス

[サービス概要]

事業名	内 容
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	就学している障がいを持つ子ども等に、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

[第2期のサービスの利用状況]

○ 利用状況は、利用人数、利用日数ともに増加しており、計画値を上回る利用となっています。

項 目	単 位	第2期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	計画値	1	1	1
	実績	1	1	1
	計画値	23	23	23
	実績	2	4	23
平均利用日数（日/人）		2.0	4.0	23.0

※令和3・4年度は各3月末実績値。令和5年度は見込となっています。

[第3期のサービス見込量の設定]

項 目	単 位	第3期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	利用人数（実人/月）	2	2	2
	利用日数（延人日/月）	46	46	46

[見込量の設定]

- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「実人/月」見込みについては、第 6 期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。
- 令和 6 年度から令和 8 年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」と最大利用日数（23 日）を掛け合わせ算定しました。

[見込量確保の方策]

- 学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、サービス提供事業所と連携を図り放課後の居場所づくりを推進し、必要な利用者に提供できるよう、サービス基盤を整備、確保します。

(2) 児童発達支援

[サービス概要]

事業名	内 容
児童発達支援	障がい児等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型発達支援	障がい児等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のほか、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がいを持つ子ども等に、児童発達支援センターなどから居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。

[第 2 期のサービスの利用状況]

- 児童発達支援の利用人数は、概ね計画値と同程度で推移していますが、利用日数は計画値を下回る推移となっています。

項 目	単 位	第 2 期			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
児童発達支援	計画値	利用人数 (実人/月)	6	6	6
	実績		2	3	6
	計画値	利用日数 (延人日/月)	60	60	60
	実績		11	24	60
平均利用日数 (日/人)			5.5	8.0	10.0
医療型発達支援	計画値	利用人数 (実人/月)	1	1	1
	実績		0	0	0
	計画値	利用日数 (延人日/月)	10	10	10
	実績		0	0	0
平均利用日数 (日/人)			0	0	0

※令和 3・4 年度は各 3 月末実績値。令和 5 年度は見込となっています。

項 目		単 位	第 2 期		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	計画値	利用人数 (実人/月)	0	0	0
	実績		0	0	0
	計画値	利用日数 (延人日/月)	0	0	0
	実績		0	0	0
平均利用日数 (日/人)			0	0	0

※令和3・4年度は各3月末実績値。令和5年度は見込となっています。

[第3期のサービス見込量の設定]

項 目		単 位	第 3 期		
			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
児 童 発 達 支 援	利用人数 (実人/月)		6	7	8
	利用日数 (延人日/月)		60	70	80
医 療 型 発 達 支 援	利用人数 (実人/月)		1	1	1
	利用日数 (延人日/月)		10	10	10
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	利用人数 (実人/月)		0	0	0
	利用日数 (延人日/月)		0	0	0

[見込量の設定]

(児童発達支援)

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。
- 令和6年度から令和8年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」と一人あたり利用日数を10日とし、掛け合わせて算定しました。

(医療型発達支援)

- 第6期の利用実績はありませんが、計画期間の利用者を1人、一人あたり利用日数を10日と見込みます。

(居宅訪問型児童発達支援)

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用実績がないことから、計画期間においても利用がないものと見込みます。

[見込量確保の方策]

- 児童発達支援については、障がい児や発達障がい、発達の遅れが気になる子どもの増加が見込まれるため、身近な地域で早い段階での支援できるよう、サービス提供基盤の充実やサービス提供量の確保に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援の提供にあたっては、適正な運用が図られるよう、関係機関との連絡調整を図り、町内及び近隣自治体との広域的な調整によるサービスの確保に努めます。
- 医療型発達支援については、県やつがる西北五圏域内の動向をみながら、利用等について引き続き協議を進めます。

(3) 保育所等訪問支援

[サービス概要]

事業名	内 容
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障がい児等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

[第2期のサービスの利用状況]

- 保育所等訪問支援の利用人数は増加しており、令和5年度は計画値を上回る推移となっています。

項 目	単 位	第2期			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保育所等訪問支援	計画値	利用人数 (実人/月)	1	1	1
	実績		0	1	2
	計画値	利用日数 (延人日/月)	10	10	10
	実績		0	1	20

※令和3・4年度は各3月末実績値。令和5年度は見込となっています。

[第3期のサービス見込量の設定]

項 目	単 位	第3期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	利用人数(実人/月)	2	2	2
	利用日数(延人日/月)	20	20	20

[見込量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの「実人/月」見込みについては、第6期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。
- 令和6年度から令和8年度までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」と一人あたり利用日数を10日とし、掛け合わせて算定しました。

[見込量確保の方策]

- 子育ての支援は障がいの有無に関わらず、国・県・町の重要課題です。特に障がい児を、地域で安心して育てられる環境づくりが必要です。そのため、適正な運用が図られるよう、関係機関及び広域圏のサービス提供事業所と連携を図りながら、必要な利用者に提供できるよう、サービス基盤を整備、確保します。

2 障害児相談支援の見込量

[サービス概要]

事業名	内 容
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

[第2期のサービスの利用状況]

○ 利用者数は減少しており、計画値を下回る推移となっています。

項 目	単 位	第2期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	計画値	8	8	8
	実績	1	1	7

※令和3・4年度は各3月末実績値。令和5年度は見込となっています。

[第3期のサービス見込量の設定]

項 目	単 位	第3期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用人数（人）	8	8	8

[見込量の設定]

○ 令和6年度から令和8年度までの「利用人数」見込みについては、第6期の利用人数推移状況から計画期間の人数を推計しました。

[見込量確保の方策]

○ 計画相談支援については、現在のサービス対象者数が適正にサービス利用計画が作成されるよう、必要な相談員数の確保に努めます。

第9章 計画の推進

第9章 計画の推進

1 計画の推進体制

本町の目指す『ともに支え合い、自分らしく安心して暮らせる“わ”のまち「ふかうら」』の実現に向けて、住民・地域との協働、また、関係機関及びサービス提供事業所等との連携により計画を推進します。

(1) 住民や関係団体等との連携（共生社会の形成、「我が事・丸ごと」の地域づくり）

障がい者の地域生活を支援するために、住民や関係団体等と連携を図り、地域における支え合いや障がいへの理解を深めます。

また、身近な行政による包括的な相談支援体制の整備と、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりについて、国からは「我が事・丸ごと」の地域づくりとして示されています。そのため、本計画の推進にあたっては、町及び関係機関等による包括的な相談体制や住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりについて、引き続き検討を進めます。

(2) つがる西北五広域連合地域自立支援協議会

地域自立支援協議会では、個別支援会議等の中で明らかにされた地域課題や今後つがる西北五圏域で求められる取り組みなどについて必要な情報の提供や共有を行うほか、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に基づき、地域生活支援拠点等整備や障害児支援の提供体制の整備等、精神障がいにも対応した地域包括システムの構築に向けた検討が進められています。

今後も、地域自立支援協議会を中心として、障がい者の地域生活を支える切れ目のない支援の構築に向けて、協議会の活性化を図るとともに、活動内容の周知に努めます。

(3) 圏域単位での連携・基盤整備

サービス提供事業所等の整備については、県と市町村が連携して進めていく必要があります。

第4次青森県障害者計画において、本町は西北五地域障害保健福祉圏域として構成している市町村に位置づけられており、入所（入院）・通所・居宅など、令和8年度までに必要となるサービス基盤全体の整備の方向が見通せるものを設定し、必要となる事業所にかかる整備計画を策定することなどの規定を盛り込むこととしています。

そのため、サービス利用実績及び基盤整備状況の検証や今後の方策などの検討を行い、引き続き県と圏域内の市町村が連携して安定したサービス提供に努めます。

(4) 情報提供の充実

障がいのある人が身近に役立つような情報を得られるよう、制度の改正などに適切に対応するとともに、様々な機会を活用し、わかりやすくきめ細かな情報提供に努めます。

(5) 質の高いサービスの確保

複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、障がい福祉分野のマンパワーの充実、各種研修会への参加などによる職員等の資質向上に努めます。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に対する職員対応要領」に基づき、合理的配慮により、職員の障がいへの理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

2 計画の進行管理（点検及び評価体制）

本計画の推進上の問題点に関する協議内容及び毎年度の事業実績等をもとに、障害福祉サービス見込量の達成状況や地域生活支援事業等の実施状況の点検・評価を※PDCAのサイクルの考えに基づき本計画の円滑な運用を図ります。

※「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（PLAN）」「実行（DO）」「評価（CHECK）」「改善（ACTION）」のプロセスを順に実施していくものです。

(1) 成果目標・活動指標

① 成果目標

成果指標に関しては、国の示した障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する基本指針を踏まえ、「第7期障害福祉計画における成果目標の設定」及び「第3期障害児福祉計画における成果目標の設定」に掲げる目標値を成果目標とし、サービス体系の整備を行います。

② 活動指標

活動指標は、成果目標等を達成するためにサービスの必要量の見込みを評価の指標として設定するもので、その確保状況の進捗を成果目標とともに定期的に評価します。

(2) 点検結果・計画内容等の周知

点検及び評価した結果については、定期的に地域自立支援協議会や策定委員会等において内容を検討し、広く住民に周知を図ります。

また、障がい者の必要なサービスの利用促進につながるよう、町ホームページやパンフレット等を通じて、計画内容やサービス、制度等についてわかりやすい周知に努めます。

資 料 編

資料編

資料1 深浦町障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条の規定に基づく深浦町障害者計画、障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく深浦町障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第30条の20規定に基づく深浦町障害児福祉計画(以下これらを「計画」という。)を策定するため、深浦町障害者計画等策定委員会(以下これらを「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、会長、副会長および委員をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、策定委員会を総理するとともに会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(構成)

第4条 委員の定数は、10人以内とし、次の者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (3) 一般公募者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱された日から1年間とする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、町長が招集する。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉課において行います。

(その他)

第8条 策定委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

資料2 深浦町障害者計画等策定委員会委員名簿

深浦町障害者計画等策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	団体名(職)	氏名	備考
1	元学校養護教諭	米内山 和代	
2	ゆきあいの里施設長	竹 越 司	
3	深浦町社会福祉協議会事務局長	工 藤 清 典	○
4	みはる保育園長	坂 崎 博 之	
5	一般公募	本 間 和 夫	
6	深浦町身体障害者福社会長	齊 藤 のぞみ	
7	前回委員	山 本 公 子	
8	身体障害者相談員	加 藤 良 春	◎
9	前回委員	古 川 信 子	

※ ◎=会長 ○=副会長

庶務(福祉課)	課 長 赤 石 卓 美 課長補佐 根 上 義 和 主 幹 村 上 公 貴 主 事 松 井 佑 人
委員任期	令和6年1月18日から令和7年1月17日

資料3 計画策定の経過

開催日時	内容	備考
令和5年8月16日～30日	アンケート調査実施	
令和6年1月18日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 辞令交付 ○ 町長あいさつ ○ 組織会 <ul style="list-style-type: none"> (1) 会長の選出について (2) 副会長の選出について ○ 議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画の概要について (2) 計画に係る現況報告について (3) 今後のスケジュールについて (4) その他
令和6年2月22日～3月6日	パブリックコメント	
令和6年2月26日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画（素案）について (2) その他
令和6年3月7日～12日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 答申案について（書面協議）

資料4 用語解説

用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

あ行

●愛護手帳

知的障害者福祉法により知的障がいと判定された方に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付されます。

●医療的ケア児

病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていくうえで必要な医療的援助を必要とする子どものことです。

●インクルーシブ・インクルージョン

「包摂的な」「包括的な」「すべてを包み込む」を意味する言葉で、あらゆる人が排除されないことを意味します。

か行

●共生社会

障がい者をはじめ、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった人々が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

そのために、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会の形成を目指すものです。

●協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、ともに力をあわせて活動すること。本計画では、住民と行政が対等な立場で目的を共有しながら、連携・協力して地域の公共的な課題の解決に取り組むパートナーシップのあり方を表現する概念として用いています。

●ケアマネジメント

障がい者一人ひとりの心身の状態、サービスの利用意向、家族の状況等を踏まえ、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと地域に存在するサービスや地域資源を適切に結びつけて調整を図り、計画的に利用されるようにする仕組みのこと。

●高次脳機能障がい

交通事故や脳血管疾患などにより脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などの知的な機能に障がいを抱え生活に支障をきたすことを指します。

高次脳機能障がいは、精神・心理面での障がいを中心となるため、外見上は障がいが目立たず、誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会の中で孤立してしまったり、社会復帰が困難な状況におかれることもあります。

●合理的配慮

障がいの有無に関わらず、平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に
応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。平成28年4月に
施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）により、
行政機関や事業者には、障がい者に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められる
ようになりました。

さ行

●市町村障害者計画

障害者基本法第9条に基づき、市町村が策定する計画で、障がい者のための施策に関する課
題、目標、具体的な方策などを定めるものです。

●市町村障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20の規定に基づき、市町村が策定する計画で、「障害福祉サービス等及
び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、策定する計画。

●市町村障害福祉計画

障害者総合支援法第88条の規定に基づき、市町村の実情を勘案して作成されなければなら
ないとされているもので、障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制
の確保に関して定める計画。

●児童発達支援センター

地域の障がいを持つ子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な
知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

●手段的日常生活動作（IADL）

電話の使い方、買い物、家事、移動、外出、服薬の管理、金銭の管理など、日常生活動作で
はとらえられない高次の生活機能の水準を測定するもの。

●手話通訳者

音声言語・手話間、または異なる手話間を変換して通訳する人のこと。

●障害者基本法

障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための
施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推
進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

●障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待は「障がい者の尊厳を害する」行為と位置づけ、虐待の早期発見、
防止を目的とした法律。主な内容は、障がい者虐待を定義（1 養護者、2 障害者福祉施設従事
者等、3 使用者による障害者虐待）するとともに、障がい者の虐待禁止規定、障がい者虐待の
早期発見の努力義務規定をおき、障がい者虐待防止等にかかる具体的なスキーム（仕組み）
や虐待を発見した際の市町村や都道府県に通報する義務を定めています。

●障害者総合支援法

障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者（児）が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法第15条に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分されます。

●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第45条に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分されます。

●精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域の基盤を整えるものです。

●成年後見制度

知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方が、様々な手続きや契約を行うときに、法律面や生活面の支援を行い、本人の権利や財産を守るための制度。

制度には家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ任意後見の2つの制度があります。

●生活の質（QOL）

障がい福祉における「生活の質」としては、日常生活動作の向上にとどまらず、文化活動や社会参加等を含め、社会生活の質的向上を含めた意味で用いられます。

た行

●地域資源

特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能なものととらえる人やもの等の総称。ここでは障がい福祉を推進していくうえで、活用可能な地域に存在する人や事業所、団体等の取り組みなどをいいます。

●地域自立支援協議会

障がい者の地域生活を支援するため、多様な相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織。本町ではつがる西北五自立支援協議会を設置しています。

地域自立支援協議会の主な役割としては、障がい福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障がいのある人一人ひとりの具体的な支援策を検討する等、課題の解決や保健等サービス提供機関に対するサービス提供の調整を図ります。

●特別支援学級

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障がいによる学習上、または生活上の困難を克服するための教育を行う学級のこと。「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月施行）」により、「特別支援学級」となりました。

●特別支援学校

障がい者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月施行）」により、学校種が「特別支援学校」となりました。

な行

●難病等

難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものです。

このうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病といいます。

●日常生活自立支援事業（あつぷるハート）

判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がいなど）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理などを行う制度。

●ネットワーク

網の目のようにつくれた組織、系列、つながりそのものを意味します。

社会福祉及び社会援助活動の領域では、人間関係、活動団体のつながりや相互連携の意味で多く用いられます。

は行

●発達障がい

人間の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障がいされた状態。発達障害支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなどを発達障がいとして挙げています。

●バリアフリー

社会生活や社会参加をしていくうえで障壁（バリア）となるものを取り除くこと。近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられています。

●避難行動要支援者

障がい者等の防災施策において配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。災害対策基本法の一部改正（平成25年6月）により、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられています。

●福祉的就労

障がい者の就労形態の1つ。一般就労（企業的就労）が困難な障がい者のために、各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら、作業を行う等、福祉的な観点に配慮された環境での就労のこと。

●ヘルプカード

障がい者の緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたカードで、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのもの。

特に聴覚障がい者や内部障がい者、知的障がい者など、一見、障がい者とはわからない方が周囲に支援を求める際に有効です。

ま行

●モニタリング

ケアマネジメントの一過程。サービス利用計画に照らして状況把握を行い、決められたサービスや支援が約束どおり提供されているかどうか、事業所の活動と利用者の生活を見守ること。

ら行

●ライフステージ

人の一生における加齢に伴う変化を表すそれぞれの段階のことで、成長段階（幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期）や節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）等によって区分されます。

●療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のある方などを対象として、障がいの早期発見・早期治療、訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

●レスパイト

介護から離れられずにいる家族（主に母親）を、一時的に、一定の期間、障がい児（者）の介護から開放することによって、日頃の心身の疲れを回復させ、ほっと一息つけるようにする援助のこと。

青森県 深浦町
第4次 障 害 者 計 画
第7期 障 害 福 祉 計 画
第3期 障 害 児 福 祉 計 画

令和6年3月 発行

発行者 深浦町 福祉課

〒038-2324

青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢 84-2

電話：0173-74-2111（代表） F A X：0173-74-4415（代表）

町ホムページ： <https://www.town.fukaura.lg.jp/>